

新規就農者育成総合対策（経営開始資金）費補助金交付要綱

制定 令和4年4月1日4産労農振第155号
一部改正 令和5年4月1日5産労農振第134号
一部改正 令和6年4月1日6産労農振第110号
一部改正 令和7年4月1日7産労農振第42号

第1 通則

東京都知事（以下「知事」という。）は、次世代を担う農業者となることを志向する新規就農者の育成・確保を図るため、新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知。以下「国実施要綱」という。）及び新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱（令和5年12月1日付け5経営第2016号農林水産事務次官通知。以下「R6補正要綱」という。）に基づいて行う事業、並びに農外から独立・自営就農した新規就農者の移住に係る支援に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

補助金の交付に関しては、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

第2 目的

東京農業は、収益性の悪化や農業者の高齢化、後継者の不足など、我が国の農業に共通する問題に加え、都市化に伴う生産環境の悪化などの大都市特有の問題を抱えている。その一方で、1,400万人の消費を抱え、そのメリットを活かした収益性の高い新たな農業経営を展開できる可能性を秘めている。

こうした中、都内では、農業後継者の就農だけでなく、農外からの就農も増えてきており、東京農業の力強い展開のための新たな状況が生まれてきている。

都は、次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、国実施要綱及びR6補正要綱並びにこの要綱に基づき必要な事業を実施することにより、新規就農者の育成・確保を図る。

第3 事業内容、補助率等

補助金交付の対象となる事業内容、補助率等については、別表1のとおりとする。

第4 補助金の交付に係る暴力団排除規定

補助金の交付を受けようとする者が、暴力団員等（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。）第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する場合は、この要綱に基づく補助金の交付対象としない。

第5 （削除）

第6 関係機関との連携

本事業の実施に当たって、区市町村、農業経営・就農支援センター（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第11条の11に規定する農業経営・就農支援センターをいう。以下同じ。）、農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第4項に規定する者をいう。以下同じ。）、東京都農業会議、区市町村農業委員会、東京都農業協同組合中央会、全国農業協同組合連合会東京都本部、都内農業協同組合、東京都農林水産振興財団等の関係機関は互いに密接に連携し、特に、支援の対象となった青年就農者が定着し、地域の中心となる農業経営者となっていくまで、丁寧にフォローするものとする。

第7 経営開始資金の交付要件

交付主体は、次の要件を満たす者を交付対象者とし、経営開始資金を交付する。ただし、本事業を実施できる交付主体は、第12の11に定めるサポート体制を構築しているものに限る。

- (1) 独立・自営就農時の年齢が、原則 50 歳未満であり、次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有していること。
- (2) 次に掲げる要件を満たす独立・自営就農であること。なお、交付対象者が農業経営を法人化している場合は、ア及びイの「交付対象者」を「交付対象者又は交付対象者が経営する法人」と、ウ及びエの「交付対象者」を「交付対象者が経営する法人」と読み替えるものとする。
- ア 農地の所有権又は利用権（農地法（昭和 27 年法律第 229 号。）第 3 条に基づく農業委員会の許可を受けたもの、同条第 1 項各号に該当するもの、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号。以下「令和 4 年改正法」という。）附則第 5 条に基づく公告があったもの、令和 4 年改正法附則第 9 条に基づく公告があったもの、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条に基づく公告があったもの、都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成 30 年法律第 68 号）第 4 条に基づく認定を受けたもの又は特定作業受委託契約を締結したものをいう。）を交付対象者が有していること。
- イ 主要な農業機械・施設を交付対象者が所有し、又は借りていること。
- ウ 生産物や生産資材等を交付対象者の名義で出荷・取引すること。
- エ 交付対象者の農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を交付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理すること。
- オ 交付対象者が農業経営に関する主宰権を有していること。
- (3) 青年等就農計画（基盤強化法第 14 条の 4 第 1 項に規定する青年等就農計画をいう。以下同じ。）の認定を受けた者であること。ただし、交付期間中に、基盤強化法第 14 条の 5 第 2 項に規定する認定の取消しを受けた場合及び同条第 3 項に規定する認定の効力を失った場合を除く。
- (4) 青年等就農計画に新規就農者育成総合対策（経営開始資金）費補助金申請追加資料（別紙様式第 1 号）を添付したもの（以下「青年等就農計画等」という。）が次に掲げる要件に適合していること。
- ア 農業経営を開始して 5 年後までに農業（農業生産のほか、農産物加工、直接販売、農家レストラン、農家民宿等関連事業を含む。）で生計が成り立つ計画であること。
- イ 計画の達成が実現可能であると見込まれること。
- (5) 経営の全部又は一部を継承する場合は、継承する農業経営に従事してから 5 年以内に継承して農業経営を開始し、かつ交付期間中に、経営の多角化、新技術の導入等経営発展に向けた取組を行い、新規参入者（土地や資金を独自に調達し、新たに農業経営を開始した者をいう。）と同等の経営リスクを負って経営を開始する青年等就農計画等であると区市町村長に認められること。交付主体は当該経営が新規参入者と同等の経営リスクを負っていると区市町村長が認めた根拠及び考え方を整理し、国から照会があった場合は提示すること。なお、一戸一法人（原則として世帯員のみで構成される法人。）以外の農業法人を継承する場合は交付の対象外とする。
- (6) 地域計画（基盤強化法第 19 条第 1 項に規定する地域計画をいう。）のうち目標地図（同条第 3 項の地図をいう。以下同じ）に位置づけられている、若しくは位置づけられることが確実と見込まれること、あるいは農地中間管理機構から農地を借り受けていること（以下「目標地図に位置付けられた者等」という。）。
- (7) 次に掲げる条件に該当していること。
- ア 原則として生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等を受けていないこと。
- イ 雇用就農資金等実施要綱（令和 7 年 3 月 31 日付け 6 経営第 2412 号農林水産事務次官依命通知）別記 1 雇用就農資金、農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成 24 年 4 月 6 日付け 23 経営第 3543 号農林水産事務次官依命通知）の別記 2 農の雇用事業、新規就農者確保加速化対策実施要綱（令和 3 年 1 月 28 日付け 2 経営第 2558 号農林水産事務次官依命通知）の別記 2 就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業、新規就農者確保緊急対策実施要綱（令和 3 年 12 月 20 日付け 3 経営第 1996 号農林水産事務次官依命通知）の別記 2 雇用就農者実践研修支援事業による助成金の交付を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと。
- ウ R6 補正要綱の別記 2 世代交代・初期投資促進事業のうち世代交代円滑化タイプによる助

成金、又は経営継承・発展事業実施要綱（令和3年3月26日付け2経営第2988号農林水産事務次官依命通知）の別記1経営継承・発展支援事業による補助金の交付を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと。

エ 国実施要綱別記1経営発展支援事業、新規就農者確保緊急対策実施要綱の別記6初期投資促進事業又はR6補正要綱の別記2世代交代・初期投資促進事業のうち初期投資促進タイプについて補助対象事業費の上限額である1,000万円（夫婦で共同経営する場合は夫婦で1,500万円）の助成を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと。

(8) 園芸施設共済の引受対象となる施設を所有する場合は、当該施設について、気象災害等による被災に備えて、園芸施設共済、民間事業者が提供する保険又は施工業者による保証等に加入している、又は加入することが確実と見込まれること。

(9) 前年の世帯全体の所得が600万円以下（被災による補助金の交付休止期間中の所得を除く。以下同じ。）であること。ただし、当該所得が600万円を超える場合であっても、生活費の確保の観点から支援対象とすべき切実な事情があると交付主体が認める場合は、採択及び交付を可能とする。この場合、交付主体は生活費の確保の観点から支援対象とすべき切実な事情があると認めた根拠及び考え方を整理し、国から照会があった場合は提示すること。

(10) 就農する地域における将来の農業の担い手として、地域のコミュニティへの積極的な参加に努め、地域の農業の維持・発展に向けた活動に協力する意思があること。

(11) 令和4年4月以降に農業経営を開始した者であること。

(12) 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。）に基づく環境負荷低減に取り組む意思があること。

(13) 交付対象者は、原則として交付期間内に、農業経営人材育成研修プログラム（農林水産省が経営発展・就農促進委託事業により作成した研修プログラムをいう。）の中級コースなど、農業経営力の向上に資する研修を受講し、修了すること。

第8 経営開始資金の交付金額及び交付期間

1 交付金額は、交付期間1月につき1人あたり12.5万円（1年につき150万円）とする。

2 交付期間は、最長3年間（経営開始後3年度目分まで）とする。

3 夫婦で農業経営を開始し、以下の要件を満たす場合は、交付期間1年につき夫婦合わせて、1の額に1.5倍を乗じて得た額（1円未満は切捨て。）を交付する。

ア 家族経営協定を締結しており、夫婦が共同経営者であることが規定されていること。

イ 主要な経営資産を夫婦で共に所有し、又は借りていること。

ウ 夫婦共に目標地図に位置付けられた者等となること。

4 複数の青年就農者が農業法人を設立し、共同経営する場合は、当該青年就農者（当該農業法人及び青年就農者それぞれが目標地図に位置付けられた者等に限る。）に交付期間1年につきそれぞれ1の額を交付する。

なお、経営開始後3年以上経過している農業者（当該農業者が農業次世代人材投資事業、就農準備・経営開始支援事業又は1及び2の交付を受けている場合は、その3年度目を超えている農業者）が法人の役員に1名でも存在する場合は、当該法人の他の役員も交付の対象外とする。

第9 経営開始資金の交付の停止

次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、交付主体は補助金の交付を停止する。

(1) 第7の要件を満たさなくなった場合

(2) 農業経営を中止した場合

(3) 農業経営を休止した場合

(4) 第11の6の就農状況報告を定められた期間内に行わなかった場合

(5) 第12の5の就農状況の現地確認等により、別表2「交付対象者の考え方」を満たさない等、適切な農業経営を行っていないと交付主体が判断した場合（例：青年等就農計画等の達成に必要な経営資産を縮小した場合、耕作すべき農地を遊休化した場合、農作物を適切に生産していない場合、農業生産等の従事日数が一定（年間150日かつ年間1,200時間）未満である場合、交付主体から改善指導を受けたにもかかわらず、改善に向けた取組を行わない場合

など)

- (6) 国実施要綱の別記2の第10の3に定める国が実施する報告の徴収又は立入調査に協力しない場合
- (7) 前年の世帯全体の所得が600万円を超えた場合（その後、世帯全体の所得が600万円以下となった場合は、翌年から交付を再開することができる。）。ただし、当該所得が600万円を超える場合であっても、生活費の確保の観点から支援対象とすべき切実な事情があると交付主体が認める場合は、交付を可能とする。この場合、交付主体は生活費の確保の観点から支援対象とすべき切実な事情があると認めた根拠及び考え方を整理し、国から照会があった場合は提示すること。

第10 経営開始資金の返還

1 返還要件

次に掲げる事項に該当する場合は、経営開始資金の交付を受けた者（以下「開始資金交付対象者」という。）は補助金を返還しなければならない。ただし、(1)又は(3)に該当する場合であって、病気や災害等のやむを得ない事情として交付主体が認めたときは、この限りでない。

- (1) 第9の(1)から(6)までに掲げる事項に該当した時点が既に交付した補助金の対象期間中である場合にあつては、残りの対象期間の月数分（当該事項に該当した月を含む。）の補助金を月単位で返還する。
- (2) 虚偽の申請等を行った場合は、補助金の全額を返還する。
- (3) 経営開始資金の交付期間（第12の14の承認を受けた者は、本事業と就農準備・経営開始支援事業のうち経営開始支援金との合計の交付期間。また、休止等、実際に交付を受けなかった期間を除く。）と同期間、同程度の営農を継続しなかった場合には、交付済みの補助金の総額に、営農を継続しなかった期間（月単位）を交付期間（月単位）で除した値を乗じて得た額を返還する。ただし、第11の6の(3)の手続を行い、就農を中断した日から原則1年以内に就農再開し、就農中断期間と同期間更に就農継続した者を除く。

2 返還期限

交付主体は、1の返還要件に該当した場合において、既に交付対象者に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

第11 経営開始資金交付対象者の手続

1 青年等就農計画等の承認申請

経営開始資金の交付を受けようとする者は、青年等就農計画等及び個人情報の取扱い（別紙様式第2号）を作成して承認申請し、交付主体の承認を受けるものとする。

なお、青年等就農計画等を作成するに当たっては、交付主体に相談し、計画の妥当性及び目標達成の実現性の観点から、農業改良普及センター等の関係機関、第12の11のサポート体制の関係者等から助言並びに指導を受けることとする。

2 青年等就農計画等の変更申請

第12の2の(2)による承認を受けた者は、青年等就農計画等を変更する場合は、計画の変更を申請する（追加の整備投資を要しない程度の経営面積の拡大や品目ごとの経営面積の増減等の軽微な変更の場合は除く。）。

3 補助金の交付申請

第12の2の(2)による承認を受けた者は、補助金交付申請書（別紙様式第3号）を作成し、交付主体に補助金の交付を申請する。なお、交付申請は半年分又は1年分を単位として行うことを基本とし、原則として、申請する補助金の対象期間の最初の日から1年以内に行うものとする。

また、申請の対象は令和4年4月以降の農業経営とする。

4 交付の中止

開始資金交付対象者は、補助金の受給を中止する場合は、交付主体に中止届（別紙様式第4号）を提出する。

5 交付の休止

- (1) 開始資金交付対象者は、病気などのやむを得ない理由により就農を休止する場合は、交付主体に休止届（別紙様式第5号）を提出する。なお、休止期間は原則1年以内とする。
 - (2) (1)の休止届を提出した開始資金交付対象者が就農を再開する場合は経営再開届（別紙様式第6号）を提出する。
 - (3) 開始資金交付対象者が妊娠・出産又は災害により就農を休止する場合は1度の妊娠・出産又は災害につき最長3年の休止期間を設けることができる。また、その休止期間と同期間、交付期間を延長できるものとし、(2)の経営再開届と合わせて2の手續に準じて青年等就農計画等の交付期間の変更を申請する。ただし、第8の3に規定する夫婦で農業経営を行う妻が妊娠・出産により就農を休止する場合を除く。
- 6 就農状況報告等
- (1) 就農状況報告
開始資金交付対象者は、交付期間中、毎年7月末及び1月末までにその直前の6か月間の就農状況報告書（別紙様式第7号）を交付主体に提出する。
また、交付期間終了後5年間（(3)の手續を行い、就農を中断した場合は、就農中断期間を除いて5年間とする。以下同じ。）、毎年7月末及び1月末までにその直近6か月の作業日誌（別紙様式第7号－1）を交付主体に提出する。
さらに、交付対象者は、毎年1回、就農状況報告の際（原則毎年1月末までの報告時）に、別紙様式第7号別添6の環境負荷低減のチェックシートに記載された各取組について、前回のチェックシートの提出以降に実施した旨をチェックした上で、当該シートを取組主体に提出する。
 - (2) 住所等変更報告
開始資金交付対象者は、交付期間内及び交付期間終了後5年間に氏名、居住地や電話番号等を変更した場合は、変更後1か月以内に住所等変更届（別紙様式第8号）を交付主体に提出する。
 - (3) 就農中断報告
開始資金交付対象者は、交付終了後の就農継続期間中にやむを得ない理由により就農を中断する場合は、中断後1か月以内に交付主体に就農中断届（別紙様式第9号）を提出する。なお、就農中断期間は就農を中断した日から原則1年以内とし、就農を再開する場合は就農再開届（別紙様式第10号）を提出する。
 - (4) 離農報告
開始資金交付対象者は、交付期間終了後5年間の間に農業経営を中止し、離農した場合は、離農後1か月以内に離農届（別紙様式第11号）を交付主体に提出する。
- 7 返還免除
- 開始資金交付対象者は、第10の1のただし書の病気や災害等のやむを得ない事情に該当する場合は返還免除申請書（別紙様式第12号）を交付主体に提出する。
- 8 申請窓口
- (1) 当該交付対象者が位置付けられ、又は位置付けられることが確実と見込まれている目標地図の策定区市町村が申請の窓口となり、交付することを基本とする。
 - (2) 目標地図の策定区市町村と交付対象者の居住区市町村が異なる場合は、両区市町村で調整の上、居住する区市町村から交付することができる。
- 9 その他
- (1) 国実施要綱別記2就農準備資金・経営開始資金のうち経営開始資金（以下「経営開始資金」という。）の対象となっている者がR6補正要綱別記1就農準備・経営開始支援事業のうち経営開始支援資金（以下「経営開始支援資金」という。）の交付を受けようとする場合又は経営開始支援資金の対象となっている者が経営開始資金の交付を受けようとする場合は、営農実施申請書（別紙様式第27号）を作成し、交付主体に提出する。
 - (2) 交付主体は、営農実施申請書の内容を審査し、適切と認める場合は承認し対象者に通知する。
なお、交付主体は、営農実施申請書を承認した場合は、提出された営農実施申請書の写しを添付し知事に報告する。

第 12 経営開始資金に係る交付主体の手続等

1 青年等就農計画等作成への助言及び指導

交付主体は、経営開始資金の交付を受けようとする者が青年等就農計画等を作成するに当たっては、当該者に対し、農業改良普及センター等の関係機関、11 のサポート体制の関係者等と協力して、青年等就農計画等の妥当性及び目標達成の実現性の観点から、必要な助言及び指導を行うものとする。

2 青年等就農計画等の承認

(1) 交付主体は、第 11 の 1 による承認申請があった場合には、農業改良普及センター等の関係機関や 11 のサポート体制の関係者等により面接等を実施し、青年等就農計画等の内容について審査する。

審査の結果、第 7 の要件及び別表 2「交付対象者の考え方」を満たし、補助金を交付して経営の開始及び定着を支援する必要があると認めた場合は、知事が定める日までに、新規就農者育成総合対策（経営開始資金）審査結果報告書（別紙様式第 13 号）を知事に提出する。

(2) 交付主体は、第 13 による交付対象者の決定通知があった場合は、青年等就農計画等を承認し、その結果を申請した者に通知する。

3 青年等就農計画等の変更の承認

交付主体は、青年等就農計画等の変更申請があった場合は、2 の手続に準じて、承認する。

4 補助金の交付

補助金の交付申請を受けた交付主体は、申請の内容が適当であると認めた場合は、交付対象者に補助金を交付する。補助金の交付は半年分を単位として行うことを基本とし、青年等就農計画等の承認後、速やかに補助金の交付を行うものとする。なお、交付主体の判断により、1 年分の補助金を一括で交付することができるものとする。

5 就農期間中の確認

(1) 就農状況報告の確認

就農状況報告を受けた交付主体は、11 のサポートチームと協力し、別表 2「交付対象者の考え方」を満たしているかどうか実施状況を確認し、必要な場合は、サポートチームと連携して適切な助言及び指導を行うものとする。なお、就農状況報告の確認、助言及び指導は、就農状況確認チェックリスト（別紙様式第 14 号）を用いて、交付対象者の状況に応じた効果的な方法で実施するものとする。

交付主体は、就農状況報告の確認を行った場合には、就農状況確認チェックリスト（別紙様式第 14 号）の写しを都に提出する。

(2) 経営状況の確認

交付主体は、(1)の確認に加え、サポートチームと協力して交付対象者の経営状況の把握に努めることとし、交付期間中、必ず年 1 回は、以下アからウまでの方法により、就農状況確認チェックリスト（別紙様式第 14 号）を用いて、交付対象者の経営状況と課題を交付対象者とともに確認し、青年等就農計画の達成に向けて経営改善等が必要な場合は、適切な助言及び指導を行うものとする。

ア 交付対象者への面談

- (ア) 営農に対する取組状況
- (イ) 栽培・経営管理状況
- (ウ) 青年等就農計画等達成に向けた取組状況
- (エ) 労働環境等に対する取組状況

イ ほ場確認

- (ア) 耕作すべき農地が遊休化されていないか
- (イ) 農作物を適切に生産しているか

ウ 書類確認

- (ア) 作業日誌
- (イ) 帳簿
- (ウ) 農地の権利設定の状況が確認できる書類（農地基本台帳、農地法第 3 条の許可を受けた使用貸借、賃貸借若しくは売買契約書、令和 4 年改正法附則第 5 条に基づく公告

があった農用地利用集積計画、令和4年改正法附則第9条に基づく公告のあった農用地利用配分計画、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に基づく公告があった農用地利用集積等促進計画、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定に基づく事業計画又は特定農作業受委託のうち該当する箇所のいずれかの書類の写し。以下同じ。)

(3) 就農中断者の状況確認

交付主体は、開始資金交付対象者から交付終了後の就農継続期間中に就農中断届の提出があり、その内容がやむを得ないと認められる場合、就農の中断を承認する。なお、就農中断期間は就農を中断した日から原則1年以内とする。また、交付主体は就農中断届の提出のあった開始資金交付対象者の就農再開に向けた取組状況を適宜確認し、就農再開に向けたフォローアップを行う。

6 交付の中止

交付主体は、開始資金交付対象者から中止届の提出があった場合、又は第9の(1)、(2)若しくは(4)から(6)までのいずれかに該当する場合は、補助金の交付を中止する。

7 交付の休止

(1) 交付主体は、開始資金交付対象者から休止届の提出があり、やむを得ないと認められる場合は、補助金の交付を休止する。なお、やむを得ないと認められない場合は補助金の交付を中止する。

(2) 交付主体は、開始資金交付対象者から経営再開届の提出があり、適切に農業経営を行うことができると認められる場合は、補助金の交付を再開する。

8 返還免除

交付主体は、開始資金交付対象者から提出された返還免除申請書の申請内容が第10のただし書の1のやむを得ない事情として妥当と認められる場合は補助金の返還を免除することができる。

9 申請窓口

(1) 当該交付対象者が位置付けられ、又は位置付けられることが確実と見込まれている目標地図の策定区市町村が申請の窓口となり、交付することを基本とする。

(2) 目標地図策定区市町村と開始資金交付対象者の居住区市町村が異なる場合は、両区市町村で調整の上、居住する区市町村から交付することができる。

10 交付情報等の登録

交付主体は、青年等就農計画等や交付申請書等の提出があった場合、全国農業委員会ネットワーク機構が作成するデータベースに交付情報等を速やかに登録するものとする。

11 サポート体制の整備

(1) 交付主体は、新規交付対象者の「経営・技術」、「営農資金」、「農地」の各課題に対応できるよう、農業改良普及センター、農業協同組合、株式会社日本政策金融公庫等金融機関、農業委員会等の関係機関に所属する者及び指導農業士等の関係者で構成するサポート体制を構築するものとする。交付主体は、別紙様式第15号別添により、当該サポート体制等を記載した新規就農者に対するサポート計画（以下、「地域サポート計画」という。）を新規就農者の支援ニーズを把握した上で作成し、ポータルサイトに公表するものとする。

(2) 交付主体は、当該サポート体制の中から、交付対象者ごとに「経営・技術」、「営農資金」、「農地」のそれぞれ専属の担当者（サポートチーム）を選任し、交付対象者の上記各課題の相談先を明確にするものとする。サポートチームについては、新規就農者の農業経営、地域生活等の諸課題に対して適切な助言及び指導が可能な農業者を参画させることを必須とする。当該農業者は、交付対象者の農業経営、地域生活等に関する相談に乗り、必要に応じて助言及び指導を行うものとする。

(3) 交付対象者が早期に経営を安定・発展させ、地域に定着していけるよう、サポート体制の関係者はア及びイについて、サポートチームはウについて行うものとする。

ア 第12の1の青年等就農計画等作成への助言及び指導

イ 第12の2の審査への参加

ウ 第12の5の就農状況の確認、助言及び指導

12 交流会の開催

都は、交付対象者を含む新規就農者等の交流会を開催するものとする。

13 農業共済等の積極的活用等

交付主体は、農業共済組合と連携し、交付対象者に対し、経営の安定を図るため、農業共済その他の農業関係の保険への積極的な加入を促すものとする。

また、交付対象者が従業員の雇用等をしている場合にあっては、労働環境に関する改善等について働きかけるよう努めるものとする。

14 その他

交付主体は、第 11 の 9 の営農実施計画書の提出を受けたときは、予算の範囲内で承認する。

第 13 経営開始資金交付対象者の決定

都は、第 12 の 2 の(1)に基づき交付主体から提出された新規就農者育成総合対策（経営開始資金）審査結果報告書により、別表 3「東京都における新規就農者育成総合対策の優先基準」に従って予算の範囲内で交付対象者を決定し、その旨を交付主体に通知する。

第 14 新規就農者移住支援

1 交付対象者

独立・自営就農に当たって移住し農業経営を開始した者で、第 7 の(1)、(2)、(3)、(9)、(10)及び以下のすべての要件を満たす者。ただし、区部に移住した者及び法人の構成員である者を除く。

(1) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 独立・自営就農前後 1 年以内に就農先の市町村に移住した者。

イ 独立・自営就農に向けた研修を受けるために研修開始前 3 か月以内又は研修中に移住し当該市町村で独立・自営就農した者。ただし、研修終了後概ね 3 か月以内に独立・自営就農した者に限る。

研修については、就農準備資金又は雇用就農資金の給付を受けて行う研修若しくは農林水産振興財団が行う就農のための研修支援事業の交付を受けて行う研修であること。

(2) 国及び都が実施する移住・定住に係る他の支援もしくは本事業による支援を受けたことがないこと。

(3) 令和 7 年 1 月以降に農業経営を開始した者であること。

2 交付額等

支援金の額は、単身で移住した者は 30 万円、世帯で移住した者は 50 万円とする。移住先が島しょの場合は、上記額の 1.5 倍を交付する。

3 交付の手続等

(1) 移住に係る支援金の交付を受けようとする者は、農業経営開始又は移住後 1 年以内に新規就農者移住支援金交付申請書（別紙様式第 28 号）を交付主体に提出する。

(2) 交付主体は、新規就農者移住支援金交付申請書の内容を確認し、適切と認める場合は予算の範囲内で承認し、結果を対象者に通知するとともに、支援金を交付する。

なお、交付主体は、新規就農者移住支援対象者を決定した場合は、新規就農者移住支援対象者決定報告書（別紙様式第 29 号）に提出された新規就農者移住支援金交付申請書の写しを添付し知事に報告する。

第 15 推進事業

新規就農者育成総合対策（経営開始資金）を推進するため、交付主体は推進事業として以下の業務を実施することができる。推進事業費の対象経費は別表 4 のとおりとし、業務の一部を外部に委託することができる。なお、交付主体の会計に属する補助金及び推進事業費の預託に係る利子収入は、補助金交付に要する推進事業費に充てることができるものとする。

(1) 交付要綱別表 1 に掲げる事業の実施に関する事務

(2) 交付要綱別表 1 に掲げる事業の普及活動

(3) 交付要綱別表 1 に掲げる事業の交付対象者の指導活動

第 16 補助金交付手続等

1 区市町村新規就農者育成総合対策事業計画

交付主体は、区市町村新規就農者育成総合対策事業計画（別紙様式第 15 号）を作成して承認申請し、知事の承認を受けるものとする。

2 事業計画の承認

1 による区市町村新規就農者育成総合対策事業計画の申請を受けた知事は、申請の内容が適当であると認めた場合は、事業計画を承認し、その旨を交付主体に通知する。

3 計画の重要な変更

1 の区市町村新規就農者育成総合対策事業計画について、以下の項目につき変更を行う場合は、1 の手続に準じて行うものとする。

- (1) 新規就農者数に関する目標
- (2) 補助金の交付計画における補助金総額の増又は 30%を超える減
- (3) 推進事業費の増加

4 補助金の交付申請

補助金の交付を受けようとする交付主体は、補助金交付申請書（別紙様式第 16 号）を知事が別に定める日までに知事に提出しなければならない。

5 補助金の交付決定

4 による補助金の交付申請を受けた知事は、申請の内容が適当であると認めた場合は、補助金の交付を決定し、別紙様式第 17 号により交付主体に通知する。なお、知事は、適正な交付を行うために必要があると認めるときは、申請事項につき修正を加え、又は条件を付すことができる。

6 事業の着手

交付主体は、原則として 5 に定める補助金の交付決定に基づき事業に着手するものとする。ただし、地域の実情により、事業の効果的な実施を図る上で交付決定前に着手する必要がある場合は、その理由を具体的に明記した交付決定前着手届（別紙様式第 18 号）を知事に提出する。なお、その場合であっても、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

7 申請の撤回

補助金の交付の決定を受けた交付主体は、当該通知に係る補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、この交付の決定の通知を受けた日の翌日から 14 日以内に申請を撤回することができる。

8 事情変更による決定の取消等

知事は、交付の決定をした後において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、既に経過した期間に係る部分については、この限りではない。

9 申請事項の変更

- (1) 交付主体が申請事項の変更をしようとするときは、あらかじめ補助金変更交付申請書（別紙様式第 19 号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- (2) 知事は、(1) の申請があった場合において、適正な交付を行うため必要があると認められるときは、申請事項に修正を加え、又は条件を付して承認することができる。

10 事業の中止又は廃止

- (1) 交付主体が、補助事業を中止し又は廃止しようとするときは、事業中止（廃止）承認申請書（別紙様式第 20 号）を知事に提出しなければならない。
- (2) 知事は、(1) の申請書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により適当と認める場合は、事業の中止又は廃止の承認し、その旨を交付主体に通知する。

11 事故報告

交付主体は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難になった場合には、速やかに事故報告書（別紙様式第 21 号）を知事に提出し、その指示に従わなければならない。

12 状況報告

- (1) 交付主体は、5による補助金の交付決定を受けた日が属する四半期以降、各四半期の末日時点の補助金遂行状況報告書（別紙様式第22号）を作成し、当該四半期の最終月の翌月の15日までに知事に提出しなければならない。ただし、概算払請求書（別紙様式第25号）をもって本報告に代えることができる。

また、14の実績報告書を提出する日が属する四半期末時点の報告については、実績報告書をもって本報告に代えることができる。

- (2) (1)に定めるもののほか、知事は特に必要と認められる書類等を交付主体から提出させることができる。

13 遂行命令等

- (1) 知事は、交付主体が提出する報告書、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業が交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、交付主体に対し、これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを命ずる。

- (2) 知事は、交付主体が前項の命令に違反したときは、交付主体に対し、当該補助事業の一時停止を命ずることがある。

14 実績報告

- (1) 交付主体は、補助事業が完了したとき又は都の会計年度が終了したときは、直ちに補助金実績報告書（別紙様式第23号）を知事に提出しなければならない。事業を中止又は廃止した場合も同様とする。

- (2) (1)の補助事業の完了とは、事業実施年度内に交付主体が交付対象者に対して補助金を交付したことをいう。

15 額の確定

知事は、14の規定による実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該交付主体に通知する。

16 是正措置

- (1) 知事は、15の規定による調査等の結果、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これに適合させるための措置を命ずる。

- (2) 14の規定は、(1)の命令により交付主体が必要な措置をした場合について準用する。

17 補助金の請求、支払及び精算

- (1) 交付主体は、15の規定により交付すべき補助金の額を確定したのち、補助金の交付を請求しようとするときは、補助金請求書（別紙様式第24号。概算払による場合は、別紙様式第25号）を知事に提出しなければならない。

- (2) 知事は、(1)の規定により補助金交付の請求があった場合、速やかに補助金を支払うものとする。なお、概算払の請求を受けた場合においては、請求の理由が妥当であり必要があると認められる経費については、概算払をすることができる。

- (3) 交付主体は、補助金の概算払を受けた場合において、15の規定による補助金の額の確定通知を受領したときは、概算払精算書（別紙様式第26号）を知事に提出し、速やかに補助金を精算しなければならない。

18 区市町村新規就農者育成総合対策事業実績報告

交付主体は、区市町村新規就農者育成総合対策事業実績報告（別紙様式第15号）を作成し、事業実施年度の翌年度の8月末までに都に報告する。なお、区市町村新規就農者育成総合対策事業実績報告の作成に当たっては、関係機関と連携し、新規就農者に関する目標の達成状況、交付対象者の青年等就農計画等の進捗状況、達成状況及び就農継続状況等の評価を行うこととする。

19 交付決定の取消

- (1) 知事は、交付主体が次のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

ア 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

イ 補助金を他の用途に使用したとき。

ウ その他補助金の交付決定の内容、又はこれに付した条件、その他法令若しくは補助金の交付決定に基づく命令に違反したとき。

- (2) (1)の規定は、15 の規定により交付すべき補助金の額の確定があった後においても、適用があるものとする。

20 補助金の返還

- (1) 知事は、8 又は 19 の規定により補助金交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消に係る部分に関し、既に交付主体に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。
- (2) 知事は、15 の規定により、交付主体に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。
- (3) 知事は、第 10 の規定により、交付対象者から交付主体への補助金の返還に該当した場合において、既に交付主体に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

21 違約加算金及び延滞金

- (1) 知事が、19 の規定によりこの交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助金の返還を命じたときは、交付主体は、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年 10.95 パーセントの割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。）で計算した違約加算金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- (2) 知事が交付主体に対し、補助金の返還を命じた場合において、交付対象者がこれを納期日までに納付しなかったときは、交付主体は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95 パーセントの割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。）で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

22 違約加算金の計算

- (1) 補助金が 2 回以上に分けて交付されている場合における 21 の(1)の規定の適用については、返還を命じた額に相当する補助金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命じた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとする。
- (2) 21 の(1)の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、交付主体の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまではその納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

23 延滞金の計算

21 の(2)の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

24 他の補助金等の一時停止等

知事は、交付主体に対し補助金の返還を命じ、交付主体が当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、交付主体に対して、同種の事務又は補助事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺するものとする。

25 帳簿及び関係書類の整理保管

交付主体は、補助事業に係る収入、支出を記載した帳簿その他の関係書類を当該補助事業完了の日の属する会計年度終了後 5 年間保管しなければならない。

26 その他

交付主体は、交付対象者に対し間接補助金を交付するときは、知事が補助金の交付について付した条件に準ずる条件を付さなければならない。

第 17 効率的かつ適正な執行の確保

- 1 交付主体は、本事業が国民の貴重な税金を財源として実施されることに鑑み、交付対象者

に対し、地域農業の振興に努めることを十分周知する。

- 2 都は、本事業が適切に実施されたかどうか及び本事業の効果を確認するため、区市町村、本事業に関係する機関及び交付対象者に対し、必要な事項の報告を求め、及び現地への立入調査を行うことができる。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表 1 (第 3 関係)

事業内容	実施主体 (交付主体)	補助率	禁止事項
新規就農者育成対策 1 経営開始資金 次世代を担う農業者となることを志向する経営開始直後の新規就農者に対して、補助金を交付する。 2 新規就農者移住支援 独立・自営就農就農に当たって移住した農外からの新規就農者に対して支援金を交付する。 3 推進事業 区市町村が実施する補助金の交付等に係る推進事務を行うために必要な経費を補助する。	区市町村 市町村 区市町村	定額 定額 定額	事業内容の欄に掲げる 1 から 3 に係る経費の相互間における増減

交付対象者の考え方

1 新規採択者

青年等就農計画等及び面談等により、以下全てを満たすと確認できる者とする。

- (1) 明確な将来の農業経営の構想があり、次世代を担う農業者となることについて強い意欲を有し、経営の発展性の高い者
- (2) 前年の世帯全体の所得が 600 万円以下である者
- (3) 地域の担い手として期待されている者
- (4) 将来にわたって営農継続が期待される者

2 継続者

就農状況報告及び面談等により、以下全てを満たすと確認できる者とする。

- (1) 次世代を担う農業者となることについて強い意欲を有しており、サポートチーム、農業改良普及センター等関係機関及び指導農業士等関係者の助言・指導に従う者
- (2) 営農に必要な技術や経営ノウハウを有し、適切な営農及び経営管理ができており、また、更なる経営発展に向けて積極的に取り組んでいる者
- (3) 自身の経営状況・課題を把握し、改善に取り組んでいる者
- (4) 年間 150 日かつ 1,200 時間以上で年間を通じて農業生産に従事している者
- (5) 概ね収支計画どおりの経営規模、生産量、売上高等を達成しており、青年等就農計画の目標達成が実現可能と見込まれる者（ただし、災害等計画作成時点で想定できなかった事態が発生した場合は除く）
- (6) 労働環境の整備や農作業安全・食品衛生管理に取り組んでいる者
- (7) 将来にわたって営農継続が期待される者

別表 3（第13関係）

東京都における新規就農者育成総合対策（就農準備資金・経営開始資金）の優先基準

優先順位	事業	基準 1	基準 2	基準 3	基準 4	基準 5	優先する理由
1	経営開始資金	過年度交付対象者					○過年度交付対象者は、期間中の交付が既に認められている ○経営開始資金の過年度交付対象者は、本事業による補助金を組み込んだ経営計画等を作成しているため、就農準備資金よりも優先する
2	就農準備資金	過年度交付対象者					
3	経営開始資金	新規交付対象者	農外からの新規参入者	過年度参入者	扶養家族があり、同居者に他産業従事者がいない(以下「A」)		○農外からの新規参入者は、既に就農していることから就農定着に期待が持てるが、以下の理由によるリスクが大きい ・就農のための投資リスクが大きい ・転居を伴うなど住居の確保等で資金負担が大きい ○過年度参入者は、既に就農しているため、継続就農に確実性があり、経営の発展に期待が持てる ○自ら生活費を確保する必要性を判断する観点から基準 4 「A,B,C」の優先基準を設定する
4	〃	〃	〃	〃	扶養家族があり、同居者に他産業従事者がいる(以下「B」)		
5	〃	〃	〃	〃	扶養家族無し(以下「C」)		
6	〃	〃	〃	当該年度新規参入者	A		
7	〃	〃	〃	〃	B		
8	〃	〃	〃	〃	C		
9	就農準備資金	新規交付対象者					
10	経営開始資金	新規交付対象者	親元就農者※ ¹	部門経営開始者※ ²	過年度参入者	A	※ 1：○都内の農業後継者を指し、農地・農業機械・販路等が既に都内で整っているなど、農外からの新規参入者や就農準備資金交付対象者に比べて、就農へのリスクが低い ※ 2：○技術習得の機会が少なさや設備投資の負担による一定のリスクがあるため、経営継承者等よりも優先する ※ 3：○就農して 5 年以内の全部継承のため、技術習得期間が限られており、独立・自営就農者に比べて技術習得が困難 ※ 4：○親が農業に従事し、親とは関係なく別の農地を所有又は利用し農業経営を行う者を指し、この場合は、交付対象要件に該当するが、交付対象者の中で最も就農のリスクが少ない
11	〃	〃	〃	〃	〃	B	
12	〃	〃	〃	〃	〃	C	
13	〃	〃	〃	〃	当該年度新規参入者	A	
14	〃	〃	〃	〃	〃	B	
15	〃	〃	〃	〃	〃	C	
16	〃	〃	〃	経営継承者※ ³	過年度参入者	A	
17	〃	〃	〃	〃	〃	B	
18	〃	〃	〃	〃	〃	C	
19	〃	〃	〃	〃	当該年度新規参入者	A	
20	〃	〃	〃	〃	〃	B	
21	〃	〃	〃	〃	〃	C	
22	〃	〃	〃	独立・自営就農者※ ⁴	過年度参入者	A	
23	〃	〃	〃	〃	〃	B	
24	〃	〃	〃	〃	〃	C	
25	〃	〃	〃	〃	当該年度新規参入者	A	
26	〃	〃	〃	〃	〃	B	
27	〃	〃	〃	〃	〃	C	

※同一の優先順位の場合は、就農ビジョンと研修の目的が明確であり、就農意欲が高い者であることが審査会にて確認できた上で、生活費確保が必須の者を優先するため、「前年の世帯全体の所得」により優先順位を決定する。

別表 4（第 15 関係）

推進事業費の対象経費

区分	内容	注意点
謝金	事業を実施するために直接に必要な事務の補助、専門的知識の提供、資料の収集、会議の出席等について協力を得た有識者等に対する謝礼に必要な経費	根拠ある単価を設定のこと
旅費	事業を実施するために直接に必要な交付主体の経費及び専門家等に支払う経費	
事務等経費	事業を実施するために直接に必要な印刷製本費、通信運搬費、雑役務費（手数料、印紙代等）、借上費（会場借料、パソコン等のリース料）、消耗品費、賃金（臨時的に雇用した者、全国農業委員会ネットワーク機構又は青年農業者等育成センター職員に対して支払う実働に応じた対価、市町村職員の時間外労働に応じた対価）、会計年度任用職員給与（地方公共団体において会計年度任用職員に任用された職員を本事業に従事させる場合の地方公共団体が定める会計年度任用職員の給与に関する条例等の規定に基づく給料、報酬及び諸手当（本事業への従事割合に応じて助成対象とすることが可能））、共済費（臨時雇用者等の賃金に係る社会保険料及び子ども・子育て拠出金）等	
委託費	本事業を他の者に委託するために必要な経費	

上記の経費であっても、補助事業の有無にかかわらず交付主体等で具備すべき備品・物品等を購入し、又はリース・レンタルする場合は対象外とする。また、人件費の算定に当たっては、補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号農林水産省大臣官房経理課長通知）により行うものとする。

新規就農者育成総合対策（経営開始資金）費補助金申請追加資料

年 月 日

区市町村長 殿

住所：

〔申請者〕 氏名：

（生年月日： 年 月 日： 歳）

新規就農者育成総合対策（経営開始資金）費補助金交付要綱（令和4年4月1日4産労農振第155号）の規定を遵守し、農業経営に励むことを誓約します。

なお、交付要綱の規定により、当該補助金の交付を停止され、一部又は全部を返還することについて異議はありません。その際には、既に受けた補助金の一部又は全部を返還することを（保証人の署名を添えて*2）誓約します。

1 メールアドレス

--

2 農業を始めようと思った理由

--

3 「目標地図又は人・農地プラン」への位置付け等

集落又は地域名等		☐ 位置付けられている ☐ 位置付けられる見込み
☐ 農地中間管理機構から農地を借り受けている		

4 交付期間（経営開始資金）

年 月 ～ 年 月

- 5 過去の研修等の経験（農業次世代人材投資事業（準備型）又は新規就農者育成総合対策（就農準備資金）交付期間）

年 月 ～ 年 月

- 6 その他

園芸施設共済等への加入 （園芸施設共済の引受対象となる施設を 所有する場合のみ）	☐ 加入している又は 加入予定（ 月） ☐ 加入していない
生活費の確保を目的とした国の他の事業 による給付等（例：生活保護制度、雇用保険 制度（失業手当）等）	☐ 給付等を受けている ☐ 給付等を受けていない
雇用就農資金、農の雇用事業、就職氷河期 世代雇用就農者実践研修支援事業、雇用就 農者実践研修支援事業による助成金の交 付、経営継承・発展支援事業、経営発展支 援事業、令和4年度補正初期投資促進事業 又は令和5年度補正初期投資促進事業に よる補助金の交付	☐ 交付を受けている又は受け たことがある ☐ 交付を受けていない又は受 けたことがない
前年の世帯全体の所得* ₁	万円
前年の世帯全体の所得が 600 万円を超えているにもかかわらず補助金交 付が必要な理由（超える場合のみ記入）	
※本欄は交付主体の記入欄 生活費確保の観点から支援対象とすべき切実な事情の有無（☐有 ☐無） 【所見】	

7 保証人*2

住所 氏名
住所 氏名

添付書類

別添 1 : 収支計画

別添 2 : 履歴書

別添 3 : 離職票の原本（離職票の提示が可能な場合）

別添 4 : 経営を開始した時期を証明する書類（農地等の経営資産の取得時期が分かる書類等）

別添 5 : 経営を継承する場合は、従事していた期間が 5 年以内である事を証明する書類（過去の経歴を証明する書類（就業証明書、卒業証明書、住民票（遠隔地に住んでいた場合）の写しなど）

別添 6 : 農地及び主要な農業機械・施設の一覧、農地の権利設定の状況が確認できる書類及び農業機械・施設を自ら所有し、又は借りていることが確認できる書類。

別添 7 : 通帳の写し

別添 8 : 前年の世帯全員の所得を証明する書類（源泉徴収票、所得証明書等）。前年の世帯全体の所得が 600 万円を超える場合は、必要に応じて生活費確保の観点から補助金を必要とする理由欄に記載した事情の裏付けとなる書類を添付。

別添 9 : 身分を証明する書類（運転免許証、パスポート等の写し）

* 1 「世帯」とは本人のほか、同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母が該当。

「所得」とは、地方税法第 292 条第 1 項第 13 号に定める「合計所得金額」。

* 2 保証人を立てる場合は記載する。なお、交付対象者が未成年の場合は、必ず保証人を立てること。また、青年等就農計画等の変更申請で保証人に変更がない場合は記入不要。

別添 1

収支計画

*既に農業経営を開始している場合は、計画ではなく実績を記載

			経営開始				
			1 年目 (年 月～ 年 月)	2 年目 (年 月～ 年 月)	3 年目 (年 月～ 年 月)	4 年目 (年 月～ 年 月)	5 年目 (年 月～ 年 月)
農 業 収 入	(作目を 記入す る)	経営規模					
		生産量					
		売上高(円)					
		経営規模					
		生産量					
		売上高(円)					
		経営規模					
		生産量					
		売上高(円)					
	その他						
新規就農者育成総合対策(経営開始資金)費補助金(円)*							
収入計(円)①(上記補助金を除く)							

		経営開始				
		1 年目 (年 月～ 年 月)	2 年目 (年 月～ 年 月)	3 年目 (年 月～ 年 月)	4 年目 (年 月～ 年 月)	5 年目 (年 月～ 年 月)
農 業 経 営 費 (円)	原材料費					
	減価償却費					
	出荷販売経費					
	雇用労賃					
支出計(円)②						
【参考】設備投資 (内容、金額)						

所得計(円) ① - ②					
--------------	--	--	--	--	--

※夫婦共同経営の場合は 150 万円の額の 1.5 倍。

別添 2

履歴書

1 氏名等

(ふりがな)				
住所	〒			
(ふりがな)				
連絡先	〒			
(ふりがな)				
氏名				
生年月日	年齢	性別	電話番号	
年 月 日	歳			

2 家族構成

氏名	続柄	生年月日	住所

3 学歴等

履歴	年	月	学歴・職歴(各別に記入)
	年	月	免許・資格

別紙様式第2号（第11関係）

区市町村長 殿

個人情報の取扱い

以下の個人情報の取扱いについてよくお読みになり、その内容に同意する場合は「個人情報の取扱いの確認」欄に署名をしてください。

新規就農者育成総合対策（経営開始資金・新規就農者移住支援）
に係る個人情報の取扱いについて

（区市町村名）は、新規就農者育成総合対策（経営開始資金・新規就農者移住支援）の実施に際して得た個人情報について、東京都及び（区市町村名）が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。また、（区市町村名）は、本事業による交付対象者の就農状況の確認等のフォローアップ活動、交付申請内容の確認、国等への報告等で利用するほか、本事業等の実施のために、提出される申請書類の記載事項を、データベースに登録し、必要最小限度内において関係機関（注）へ提供し、又は確認する場合があります。

関係機関
（注）

国、全国農業委員会ネットワーク機構、都道府県、農業経営・就農支援センター、区市町村、区市町村農業委員会、東京都農業会議、東京都農業協同組合中央会、全国農業協同組合連合会
東京都本部、都内農業協同組合、東京都農業共済組合

個人情報の取扱いの確認

「個人情報の取扱い」に記載された内容について同意します。

年 月 日

（法人・組織名）
氏名

新規就農者育成総合対策（経営開始資金）費補助金交付申請書

年 月 日

区市町村長 殿

氏名

新規就農者育成総合対策（経営開始資金）費補助金交付要綱（令和 4 年 4 月 1 日 4 産労農振第 155 号）第 11 の 3 の規定に基づき新規就農者育成総合対策（経営開始資金）費補助金の交付を申請します。

交付期間	年 月 日	～	年 月 日
今回申請する資金の対象期間	年 月 日	～	年 月 日
前年の世帯所得 ^{※1} 被災による資金の交付休止期間中の所得を除く額(※2)を記載	(ア)		円
今年の交付金額 ^{※3} (150万円)	(イ)		円
今回の交付申請額			円
・生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等（例：生活保護制度、雇用保険制度（失業手当）等） ・農の雇用事業、雇用就農資金、就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業、雇用就農者実践研修支援事業による助成（農業法人等として）、経営継承・発展支援事業による助成	☐ 受けている又は受けたことがある ☐ 受けていない又は受けたことがない		

※1 本人のほか、同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母を世帯とする所得が 600 万円以下であること。

※2 地方税法第 292 条第 1 項第 13 号に定める「合計所得金額」から、被災による資金の交付休止期間中の所得を除く額。

※3 夫婦で受給している場合、この額の 1.5 倍を記載すること。

資金の振込口座※

金融機関 店 舗 名 等	銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 農業協同組合 信用農業協同組合連合会 農林中金					店・所			出張所			
	金融機関コード											
	預金・貯金の種類		普通預金・当座預金		口座番号							
	郵便局	記号				(当座) 番号						
口座 名義人	(ふりがな) 氏 名											

※2回目以降の申請の場合については、前回から変更がない場合は記入（添付）しなくてもよい。

添付書類

・前年の世帯全体の所得を証明する書類（源泉徴収票、所得証明書、前年の所得証明書発行以前に交付申請を行う場合は税務署等が受理した確定申告書の写し等）。前年の世帯全体の所得が600万円を超える場合は、生活費確保の観点から資金を必要とする理由を書面で提出するとともに、当該事情の根拠書類を添付。

別紙様式第 4 号（第 11 関係）

中止届

年 月 日

区市町村長 殿

氏名

新規就農者育成総合対策（経営開始資金）の受給を中止しますので、新規就農者育成総合対策（経営開始資金）費補助金交付要綱（令和 4 年 4 月 1 日 4 産労農振第 155 号）第 11 の 4 の規定に基づき中止届を提出します。

中止日	年 月 日
中止理由	

別紙様式第5号（第11関係）

休止届

年 月 日

区市町村長 殿

氏名

新規就農者育成総合対策（経営開始資金）の受給を休止しますので、新規就農者育成総合対策（経営開始資金）費補助金交付要綱（令和4年4月1日4産労農振第155号）第11の5の(1)の規定に基づき休止届を提出します。

休止予定期間	年 月 日	
休止理由		
再開に向けた スケジュール	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	

添付書類

- ・母子手帳の写し（妊娠・出産により休止する場合）
- ・被災証明等被災が確認できる書類（災害により休止する場合）

別紙様式第 6 号（第 11 関係）

経営再開届

年 月 日

区市町村長 殿

氏名

新規就農者育成総合対策（経営開始資金）費補助金交付要綱（令和 4 年 4 月 1 日 4 産労農振第 155 号）第 11 の 5 の (2) の規定に基づき経営再開届を提出します。

休止期間	年 月 日 ～ 年 月 日
経営再開日	年 月 日
交付残期間	年 月 日 ～ 年 月 日

就農状況報告書（独立・自営就農）

経営開始 年目・交付開始 年目（ ～ 月分）

※下線部は、交付が終了した後は「交付終了後 年目」とする。

年 月 日

区市町村長 殿

氏名

新規就農者育成総合対策（経営開始資金）費補助金交付要綱（令和 4 年 4 月 1 日 4 産労農振第 155 号）第 11 の 6 の(1)の規定に基づき就農状況報告書を提出します。

1. 営農実績報告

作物・部門名	作付面積(a)・飼養頭数等
合計	

農業経営の構成(交付対象者本人・家族労働力)	氏名	年齢	交付対象者との続柄（法人経営にあたっては役職）	年間の農業従事日数※	担当業務
			本人		
雇用労働力			(人・日※)		

※ 1 日の農業従事時間を 8 時間で換算

2. 経営規模の報告

経営 耕地	区分		面積(a)	
	所有地			
	借入地			
	計			
特定 作業 受託 ※	作目	作業内容	実績	
			作業受託面積等	生産量
作業 受託 ※	作目	作業内容	実績（作業受託面積等）	
	単純計			
	換算後			

※：「特定作業受託」欄は、作目別に主な基幹作業を受託する農地（申請者が当該農地（申請者が当該農地に係る収穫物についての販売委託を引き受けることにより販売名義を有し、かつ、当該販売委託を引き受けた農産物に係る販売収入の処分権を有するものに限る。）の作業受託面積及び生産量を記載。

「作業受託」欄は、「特定作業受託」欄に記載した作業受託以外の作業受託について記載。作目別、基幹作業別に、作業受託面積等を記載するとともに、「換算後」欄に「作業受託面積：作業数」により換算した面積等を記載する。

3. 前年の世帯全体の所得（新規就農者育成総合対策による補助金を含む）※1

万円		※1
前年の世帯全体の所得が 600 万円を超えているにもかかわらず補助金交付が必要な理由（超える場合のみ記入）		
※本欄は交付主体の記入欄 生活費確保の観点から支援対象とすべき切実な事情の有無（☐有 ☐無） 【所見】		

4. 農業経営基盤強化準備金（※）（どちらかにチェックする。）

☐	積み立てている
☐	積み立てていない

※農業者が、経営所得安定対策等の交付金を農業経営改善計画などに従い、「農業経営基盤強化準備金」として積み立てた場合、この積立額について、個人は必要経費に、法人は損金に算入できる制度

5. 地域のサポート体制について

	専属担当者 (経営・技術)	専属担当者 (営農資金)	専属担当者 (農地)
氏名又は職名			

相談実績又は今後の相談したいことについて

--

6. 報告対象期間における都道府県主催の新規就農者等交流会（※）への参加について（どちらかにチェックする。）

※国実施要綱別記2の第7の2の(12)に規定する都道府県が開催する新規就農者等の交流会

☐	参加した
☐	参加しなかった

（「参加した」にチェックした場合は以下も記載する。）

参加した回数	回
交流会の内容 (対象者、 実施内容など)	

7. 農業共済その他農業関係の保険への加入状況について

（どちらかにチェックする。）

☐	加入している
☐	加入していない

（「加入している」にチェックした場合は以下も記載する。）

加入している 農業共済等の名称	
--------------------	--

8. 計画達成に向けた今後の課題と改善に向けた取組

(青年等就農計画並びに別紙様式第1号の別添1の収支計画の達成に向けた課題、改善策及びその取組状況を記載する。)

計画達成に向けた課題	改善策 (課題解決に向けた改善策を具体的に記入)	改善策の取組状況等 (改善策の取組状況、結果及び課題の解決状況を具体的に記入)

添付書類

- 別添1. 作業日誌の写し(夫婦型の場合は、それぞれの作業従事状況(作業日、作業内容、作業時間)が分かるよう作成すること)
2. 決算書及び青色申告の決算書(白色申告者は、収支内訳書)の写し(7月の報告の際のみ添付する。)
3. 通帳及び帳簿の写し^{*2}
4. 農地及び主要な農業機械・施設の一覧、農地の権利設定の状況が確認できる書類及び農業機械・施設を自ら所有し、又は借りていることが確認できる書類^{*2}
5. 前年の世帯全体の所得を証明する書類(源泉徴収票、所得証明書等)。前年の世帯全体の所得が600万円を超える場合は、必要に応じて生活費確保の観点から補助金を必要とする理由欄に記載した事情の裏付けとなる書類を添付^{*3}
6. 環境負荷低減のチェックシート(原則、1月の報告の際のみ添付する。)

*1: 7月の報告の際のみ記入する。

*2: 親元就農した者が、当該農業経営を継承する又は当該農業経営を法人化している場合は当該法人の経営者(親族との共同経営者になる場合を含む。)となる又は親の農業経営とは別に新たな部門を開始する場合の1回目の報告の際のみ添付する。(それ以外の者は、就農届等で既に提出した書類等から変更がない場合、省略することができる。)

*3: 経営開始資金の交付期間の7月の報告の際のみ添付する。

別添 1

作業日誌

	作業内容	作業時間 (時間)
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
合計		

※上記内容が記載された作業日誌であれば、本様式に限らない。夫婦型や複数の新規就農者が新たに立ち上げた農業法人の場合は、それぞれの作業従事状況（作業日、作業内容、作業時間）が分かるよう、別々に作成すること。また、作業受託がある場合は、特定作業受託の作業か作業受託の作業か分かるように記載すること。

別添 2

決算書 (年)

(経営開始 年目 年 月～ 年 月)

			計画※ 経営開始 年目 a	実績 b	実績/計画 b / a
農業 収入	(作目を記入 する)	経営規模			
		生産量			
		売上高(円)			
		経営規模			
		生産量			
		売上高(円)			
	特定農作業受 委託分	経営規模			
		生産量			
		売上高(円)			
	その他(作業受 委託を含む)				
新規就農者育成総合対策 (経営開始資金) 費補助金(円)					
収入計(円) ① (上記補助金を除く)					
収入計(円) ② (上記補助金を含む)					

		計画※ 経営開始 年目 a	実績 b	実績/計画 b / a
農業 経 営 費 (円)	原材料費			
	減価償却費			
	出荷販売経費			
	雇用労賃			
支出計(円) ③				
【参考】設備投資(内容、金額)				
農業所得計(円) ④=①-③				
農外所得(円) ⑤				
総所得(円) ②-③+⑤				

※計画欄には、別紙様式第1号の別添1の収支計画に記載の該当年の計画値を記載すること。

財産管理台帳

事業実施主体名（交付対象者名）

	事業実施年度		令和 年度			農林水産省所管補助金名：		新規就農者育成総合対策（経営開始資金）									
事業区分	事業の内容					工期（取得時期）		経費の配分					処分制限期間		処分の状況		適用
	事業種目	事業主体	工種構造 施設区分	施行箇所 又は 設置場所	事業量	着工 年月日	竣工 年月日 又は取得 年月日	総事業費	負担区分				耐用年数	処分制限 年月日	承認 年月日	処分の 内容	
									国庫 補助金	都道府県 費	市町村費	その他					
	計																
	計																
	合計																

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
- 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等を別に記入すること。
- 3 適用単には、譲渡先、交換先、貸付先及び抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
- 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含むほかの書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート(農業経営体向け)

	(1)適正な施肥	報告時 (しました)
①	肥料の適正な保管	☐
②	肥料の使用状況等の記録・保存に努める	☐
③	作物特性やデータに基づく施肥設計を検討	☐
④	有機物の適正な施用による土づくりを検討	☐

	(2)適正な防除	報告時 (しました)
⑤	農薬の適正な使用・保管	☐
⑥	農薬の使用状況等の記録・保存	☐
⑦	病虫害・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める	☐
⑧	病虫害・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検討	☐
⑨	多様な防除方法(防除資材、使用方法)を活用した防除を検討	☐

	(3)エネルギーの節減	報告時 (しました)
⑩	農機、ハウス等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める	☐
⑪	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める	☐

	(4)悪臭及び害虫の発生防止	報告時 (しました)
⑫	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	☐

	(5)廃棄物の発生抑制、 適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 (しました)
⑬	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	☐

	(6)生物多様性への悪影響の防止	報告時 (しました)
⑭	病虫害・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める(再掲)	☐
⑮	多様な防除方法(防除資材、使用方法)を活用した防除を検討(再掲)	☐

	(7)環境関係法令の遵守等	報告時 (しました)
⑯	みどりの食料システム戦略の理解	☐
⑰	関係法令の遵守	☐
⑱	農業機械等の装置・車両の適切な整備と管理の実施に努める	☐
⑲	正しい知識に基づく作業安全に努める	☐

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート（畜産経営体向け）

	(1) 適正な施肥	報告時 (しました)
①	※飼料生産を行う場合(該当しない □) 肥料の適正な保管	☐
②	※飼料生産を行う場合(該当しない □) 肥料の使用状況等の記録・保存に努める	☐

	(2) 適正な防除	報告時 (しました)
③	※飼料生産を行う場合(該当しない □) 農薬の適正な使用・保管	☐
④	※飼料生産を行う場合(該当しない □) 農薬の使用状況等の記録・保存	☐
⑤	※飼料生産を行う場合(該当しない □) 病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検討	☐

	(3) エネルギーの節減	報告時 (しました)
⑥	畜舎内の照明、温度管理等施設・機械等の使用 や導入に際して、不必要・非効率なエネルギー 消費をしないように努める	☐

	(4) 悪臭及び害虫の発生防止	報告時 (しました)
⑦	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	☐
⑧	※飼養頭数が一定規模以上の場合(該当しない □) 家畜排せつ物の管理基準の遵守	☐

	(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 (しました)
⑨	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	☐

	(6) 生物多様性への悪影響の防止	報告時 (しました)
⑩	※特定事業場である場合(該当しない □) 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守	☐

	(7) 環境関係法令の遵守等	報告時 (しました)
⑪	みどりの食料システム戦略の理解	☐
⑫	関係法令の遵守	☐
⑬	GAP・HACCPについて可能な取組から実践	☐
⑭	アニマルウェルフェアの考えに基づいた飼養 管理の考え方を認識している	☐
⑮	農業機械等の装置・車両の適切な整備と管理 の実施に努める	☐
⑯	正しい知識に基づく作業安全に努める	☐

環境負荷低減に向けた取組の趣旨

令和3年5月に策定されたみどりの食料システム戦略法においては、政策手法のグリーン化の取組として、2030年までに施策の支援対象を持続可能な食料・農林水産業を行う者に集中していくことを目指すとともに、補助金拡充、環境負荷低減メニューの充実、これらとセットでのクロスコンプライアンス要件の充実を図ることとされた。

また、令和5年12月の「食料安定供給・農林水産業基盤強化本部」における「『食料・農業・農村政策の新たな展開方向』に基づく具体的な施策の内容」においては、みどりの食料システム戦略による環境負荷低減に向けた取組強化として、「農林水産省の全ての補助事業等に対して、最低限行うべき環境負荷低減の取組の実践を義務化する「クロスコンプライアンス」を導入する」こととされ、令和9年度の本格実施に向けて、「令和6年度は、事業申請時のチェックシートの提出に限定して試行実施を行う」こととされた。

「関係法令の遵守」については、以下の環境関係法令を遵守するものとする。

(1) 適正な施肥

- ・肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）
- ・農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）
- ・土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）等

(2) 適正な防除

- ・農薬取締法（昭和23年法律第82号）
- ・植物防疫法（昭和25年法律第151号）等

(3) エネルギーの節減

- ・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）等

(4) 悪臭及び害虫の発生防止

- ・家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）
- ・悪臭防止法（昭和46年法律第91号）等

(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- ・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）
- ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）
- ・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）
- ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）等

(6) 生物多様性への悪影響の防止

- ・遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）
- ・水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
- ・湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）
- ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）
- ・鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）
- ・合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）
- ・漁業法（昭和24年法律第267号）
- ・水産資源保護法（昭和26年法律第313号）
- ・持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）等

(7) 環境関係法令の遵守等

- ・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- ・環境影響評価法（平成9年法律第81号）
- ・地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）
- ・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号）
- ・土地改良法（昭和24年法律第195号）
- ・森林法（昭和26年法律第249号）等

作業日誌（独立・自営就農）

交付終了後 年目（ ～ 月分）

年 月 日

区市町村長 殿

氏名

新規就農者育成総合対策（経営開始資金）費補助金交付要綱（令和4年4月1日4産労農振第155号）第11の6の(1)の規定に基づき作業日誌を提出します。

	作業内容	作業時間
月 週		
月 週		
月 週		
月 週		
月 週		
月 週		
月 週		
月 週		
月 週		
合計		

添付資料

- ・確定申告書類又は所得証明書の写し（7月の報告の際のみ添付する。）
- ・農地の一覧及び農地の権利設定の状況が確認で知る書類（変更がある場合のみ添付する。

※上記内容が記載された作業日誌を添付することで、作業日誌部分の記載を省略することが可能。

就農中断届

年 月 日

区市町村長 殿

氏名

新規就農者育成総合対策（経営開始資金）費補助金交付要綱（令和 4 年 4 月 1 日 4 産労農振第 155 号）第 11 の 6 の (3) の規定に基づき就農中断届を提出します。

就農中断予定期間	年 月 日 ～ 年 月 日	
中断理由		
就農再開に向けた スケジュール	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	

就農再開届

年 月 日

区市町村長 殿

氏名

新規就農者育成総合対策（経営開始資金）費補助金交付要綱（令和 4 年 4 月 1 日 4 産労農振第 155 号）第 11 の 6 の (3) の規定に基づき就農再開届を提出します。

就農中断期間	年 月 日 ～ 年 月 日
就農再開日	年 月 日
要就農継続残期間	就農再開日 ～ 年 月 日

離農届

年 月 日

区市町村長 殿

氏名

下記の理由により離農したので、新規就農者育成総合対策（経営開始資金）費補助金交付要綱（令和 4 年 4 月 1 日 4 産労農振第 155 号）第 11 の 6 の(4)の規定に基づき離農届を提出します。

離農日	年 月 日
離農理由	

添付書類

- ・独立・自営就農者が独立・自営就農を中止又は離農した場合は、農業を廃業したことが確認できる書類（廃業届、経営資産の売却日の証明書、生産物の最終出荷日が分かる伝票等）

返還免除申請書

年 月 日

区市町村長 殿

氏名

新規就農者育成総合対策（経営開始資金）費補助金交付要綱（令和 4 年 4 月 1 日 4 産労農振第 155 号）第 11 の 7 の規定に基づき返還免除申請書を提出します。

返還免除を 申請する理由	
-----------------	--

新規就農者育成総合対策（経営開始資金）費補助金審査結果報告書

(番 号)
年 月 日

東京都知事 殿

区市町村長

新規就農者育成総合対策（経営開始資金）費補助金交付要綱（令和 4 年 4 月 1 日 4 産労農振第 155 号）第 12 の 2 の (1) の規定に基づき、面接等を実施し、審査した結果、補助金を交付して経営の開始及び定着を支援する必要があると認められるため、下記のとおり報告します。

記

1 承認申請者の概要

氏名	年齢	就農形態	経営開始 日	承認申請 日※	交付期間	東京都 優先基準
			年 月 日	年 月 日	年間	
			年 月 日	年 月 日	年間	
			年 月 日	年 月 日	年間	

※承認申請日とは、他の全ての交付要件が満たされた上で、不備のない新規就農者育成総合対策（経営開始資金）費補助金申請追加資料（別紙様式第 1 号）が承認申請された日を指す。仮に、他の全ての交付要件が満たされる前に別紙様式第 1 号が承認申請された場合は、全ての交付要件が満たされた日とする。

2 添付書類

- ・新規就農者育成総合対策（経営開始資金）のチェックシート（別添）
- ・前年の世帯全体の所得が分かる書類（所得証明書や確定申告書の写し等）の写し
- ・個人情報の取扱い（別紙様式第 2 号）の写し
- ・青年等就農計画（農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 14 条の 4 に規定する青年等就農計画をいう。）の写し

新規就農者育成総合対策（経営開始資金）のチェックシート

確認日時・場所	年 月 日 時 分～ 時 分・ 町役場
区市町村名・対応者	
交付対象者氏名	

↓ 確認欄の該当しない項目は斜線とすること

交付要件		確認欄	確認方法（確認したものに○印）
区市町村が本人に確認①	1 独立・自営就農時の年齢が、原則50歳未満である。		運転免許証・健康保険証
	2 次世代の農業者となることについての強い意欲を有している。		青年等就農計画の内容及び面接
	3 独立・自営就農であること。		
	①農地の所有権又は利用権を交付対象者が有している。		農地基本台帳、農地法3条許可を受けた賃貸借又は売買契約書の写し、公告のあった農用地利用集積計画や農用地利用配分計画の写し、特定作業受委託契約書の写し、都市農地貸借円滑化法第4条第1項に基づく事業計画の写し、登記事項証明書、登記簿の謄抄本、等
	②主要な農業機械・施設を交付対象者が所有し、又は借りている。		農業機械・施設の売買・貸借の契約書、購入時の領収書、固定資産課税台帳、軽自動車税の納税証明、等
	③生産物や生産資材等を交付対象者の名義で出荷・取引している。		農産物の出荷伝票（売上メール）、資材購入の納品書、等
	④交付対象者の農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を交付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理している。		通帳及び帳簿
	⑤交付対象者が農業経営に関する主宰権を有している。		面接等で計画作成を自らの意思決定で行っているかどうか確認する（家族経営協定を締結している場合、役割分担等の項目で共同経営者としての位置づけを確認）。
	4 青年等就農計画の認定を受けた者であること。		青年等就農計画認定書の写し
	5 新規就農者育成総合対策（経営開始資金）費補助金申請追加資料（別紙様式第1号）の内容が以下に適合していること。 ①農業経営開始5年後までに農業で生計が成り立つ計画であること。 ②計画の達成が実現可能であると見込まれること。 ※新規就農者育成総合対策（経営開始資金）費補助金交付要綱別表2「交付対象者の考え方」をふまえて審査を行う（No.18～21にチェック欄あり）。		申請追加資料（別添1「収支計画」など）や青年等就農計画の内容から面談等による審査にて確認する。
	6 目標地図又は人・農地プランに中心となる経営体として位置づけられていること、 又は中間管理機構から農地を借りていること。 ※中間管理機構から農地を借りて交付要件を満たした場合であっても、本事業の交付対象となる担い手であれば、人・農地プランに位置づけられることが望ましい。		①実質化された人・農地プラン（実質化されていない場合は、現行の人・農地プランおよび実質化の工程表） ※位置づけ見込の場合は議事録や検討過程がわかるもの ※夫婦の場合は夫婦共に位置づける ②中間管理機構の場合は、農地基本台帳又は公告のあった農用地利用配分計画の写し
	7 原則として、生活費の確保を目的とした国の他の事業（生活保護制度、雇用保険制度（失業手当））による給付等を受けていないこと。農の雇用事業による助成金の交付を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと。経営継承・発展支援事業による補助金の交付を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと。		国民健康保険証の写し、離職票（原本）、失業保険受給資格者証など
	8 園芸施設共済の引受対象となる施設を所有する場合は、園芸施設共済、民間事業者が提供する保険又は施工業者による保証等に参加している、又は加入することが確実と見込まれること。		面接時に、施設共済加入申込書、加入承諾書又はメーカー保証書等の写しを確認する。
	9 前年の世帯全体の所得が600万円以下であること。（「世帯」とは、本人のほか、同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母が該当。） ※生計を一にしているかについては、所得税基本通達2-47に基づき判断する。		前年の所得証明書、源泉徴収票、確定申告書の写し、等（※世帯全員のものを確認）

交付要件			確認欄	確認方法
区市町村が本人に確認②	10	就農する地域における将来の農業の担い手として、地域コミュニティへの積極的な参加に努め、地域の農業の維持・発展に向けた活動に協力する意思があること。		面談等により確認する。
	11	令和2年4月以降に農業経営を開始している。		農地の利用権取得時期、出荷開始時期、青色申告書を提出した時期、等
	12	【親元就農の場合】 継承する農業経営に従事してから5年以内に継承して農業経営を開始したかどうか。		過去の経歴を証明するもの(就業証明書、卒業証明書、住民票(遠隔地から異動した場合)
	13	【親元就農の場合】 交付期間中に、新規作物の導入、経営の多角化等経営発展に向けた取組を行い、新規参入者と同等の経営リスクを負って経営を開始する経営開始計画であると区市町村長に認められる。		新規作目や新技術の導入、農産物加工の取組等、経営の改善・発展に向けたリスクを伴う取組を行っているか。
	14	【法人を継承する場合】 一戸一法人(原則として世帯員のみで構成される法人)である。		法人の履歴事項全部証明書及び役員名簿により確認する。また、役員の中に経営開始後5年以上経過している者がいないかを確認する。
	15	【夫婦型の場合】 夫婦が共同経営者であることが規定されている家族経営協定を締結している。		共同で経営計画、役割分担を決めること、相互に責任ある経営を共同で行っていること、経営から生じる損益が夫婦各々に帰属すること、を確認する。
	16	【夫婦型の場合】 主要な経営資産(農地、機械等)を夫婦で共に所有(夫婦の共同名義又は夫婦それぞれの所有)している。 ※夫婦の共同経営とは、主要な経営資産を夫婦で共に共有しているということ。そのため、農地の名義がどちらか一方であっても、その他の資産で夫婦で共同で経営を行っている判断できる場合には、夫婦型での受給が可能。		経営資産の取得の契約書、機械等購入時の領収書にそれぞれの名義があるか。

その他の確認事項			確認欄	確認方法
サポートチーム	17	「経営・技術」「営農資金」「農地」の各課題に対応できるよう、普及センター、JA、日本政策金融公庫等金融機関、農業委員会等の関係機関に所属する者及び指導農業士等の関係機関で構成するサポート体制を構築しているか。 当該サポート体制の中から、交付対象者ごとに「経営・技術」「営農資金」「農地」のそれぞれの専属の担当者(サポートチーム)を選任し。交付対象者の上記各課題の相談先を明確にしているか。		年 月に構築
交付対象者の考え方	18	【営農意欲】 明確な将来の農業経営の構想があり、次世代を担う農業者となることについて強い意欲を有し、経営の発展性の高い者。		青年等就農計画等の内容及び面接等により就農意欲、計画性、実効性、発展性を確認すること。
	19	【世帯所得】 前年の世帯全体の所得が600万円以下である。 ※生計を一にしているかについては、所得税基本通達2-47に基づき判断する。		新規就農者育成総合対策(経営開始資金)費補助金申請追加資料の6及び前年の世帯全員の所得を証明する書類(源泉徴収票、所得証明書等)により確認すること。
	20	【地域の担い手】 地域の担い手として期待されている。		人・農地プランの中心となる経営体に位置づけられており、地域の農業者から担い手として期待されていることを聞き取り等により確認すること。
	21	【将来性】 将来にわたって営農継続が期待される。		青年等就農計画、収支計画及び面接等により以下を確認すること。①5年後の目標が生計の成り立つ所得となっているか、②本人の技術力、経営力、資金力等を勘案し、現実的で達成可能な計画となっているか。
	[審査等をふまえた所見]			

就農状況確認チェックリスト

確認対象者住所:			
確認対象者氏名:			
新規就農者育成総合対策(経営開始資金)費補助金の交付の有無:	有 ・ 無		
確認者所属・氏名:			
確認日:			

1 交付対象者への面談用
ア 営農に対する取組状況
a 営農に対する意欲

	強い意欲がある ・ 意欲がある ・ 意欲がない
b 情報収集について(研修会等への参加、質問・相談の状況等)	積極的に収集している ・ 収集している ・ 収集していない
c サポートチーム等関係者の助言・指導への対応	よく聞き実践している ・ 聞き入れるが実践していない ・ 聞き入れない
d 地域のコミュニティ・活動へ参加・協力状況について	積極的に参加・協力している ・ たまに参加・協力している ・ 参加・協力していない

イ 栽培・経営管理状況
a 栽培管理の技術・知識の習得状況

	習得できている ・ 概ね習得できている ・ 習得していない
b 機械・機器・施設の操作方法・安全対策の習得状況	習得できている ・ 概ね習得できている ・ 習得していない
c 農業経営に関する知識の習得状況	習得できている ・ 概ね習得できている ・ 習得していない
d スケジュール管理について	先を見越した管理ができている ・ 作業が遅れない程度に管理できている ・ 管理できていない
e 経営管理について	自主的に進めている ・ 意見を聞きながら進めている ・ 自主性がない
f 効率化、コスト低減に向けた取組	工夫して取り組んでいる ・ 取り組むよう努力している ・ 取り組んでいない
g 経営状況(収支状況)の把握	把握している ・ 概ね把握している ・ 把握していない
h 課題の把握	把握し改善に取り組んでいる ・ 把握し改善策を検討している ・ 把握していない

ウ 青年等就農計画等の達成に向けた取組状況
a 経営規模について

チェック欄	内 容
	①計画どおりの規模で経営している
	②概ね計画どおりの規模で経営している
	③計画どおりに進んでいない。

→

③の場合の理由と改善策について (理由)
(改善策)

b 生産量について ※主要な作目について記載

作目名※	チェック欄	
		①計画どおりの量を生産している
		②概ね計画どおりの量を生産している
		③計画どおりに進んでいない。
		①計画どおりの量を生産している
		②概ね計画どおりの量を生産している
		③計画どおりに進んでいない。
		①計画どおりの量を生産している
		②概ね計画どおりの量を生産している
		③計画どおりに進んでいない。
		①計画どおりの量を生産している
		②概ね計画どおりの量を生産している
		③計画どおりに進んでいない。

→

③の場合の理由と改善策について (理由)
(改善策)

c 売上高について ※主要な作目について記載

作目名※	チェック欄	
		①計画どおりの売上を計上している
		②概ね計画どおりの売上を計上している
		③計画どおりの売上げを得られていない。
		①計画どおりの売上を計上している
		②概ね計画どおりの売上を計上している
		③計画どおりの売上げを得られていない。
		①計画どおりの売上を計上している
		②概ね計画どおりの売上を計上している
		③計画どおりの売上げを得られていない。
		①計画どおりの売上を計上している
		②概ね計画どおりの売上を計上している
		③計画どおりの売上げを得られていない。

→

③の場合の理由と改善策について (理由)
(改善策)

エ 労働環境等に対する取組状況

a ほ場周辺・作業場・施設内等の整備状況

清潔で快適に整備できている ・ 概ね整備できている ・ 整備できていない

b 農作業安全への取組状況

安全性に十分配慮し事故防止に取り組んでいる ・ 概ね取り組んでいる ・ 取り組んでいない

c 食品衛生管理への取組状況(加工を行っている場合のみ)

食品の安全性確保のため十分に取り組んでいる ・ 概ね取り組んでいる ・ 取り組んでいない

2 ほ場(現地)確認用

ア 耕作すべき土地が遊休化されていないか

チェック欄	内 容
	①遊休化されている土地はない
	②概ね遊休化されている土地はない
	③遊休化されている土地がある
	④作付け期間外

イ 農作物を適切に生産しているか

チェック欄	内 容
	①適切に生産されている
	②概ね適切に生産されている
	③適切に生産されていない土地がある(管理が不十分で雑草が生い茂っている土地がある)
	④作付け期間外である

3 書類の整理

ア 作業日数

日、	時間	半年間(年 月～ 月)
作業日誌の確認		←チェック 就農状況報告より

イ 帳簿の管理状況

チェック欄	内 容
	①適切に帳簿をつけている
	②帳簿をつけているが、一部、記帳されていないものがある
	③帳簿をつけていない

ウ 農地の権利設定状況(農地の権利設定に変更があった場合のみ)

チェック欄	内 容
	農地法第3条の許可等(※)により農地の権利を有している
	農地法第3条の許可等を得不い

※公告のあった農用地利用集積計画若しくは農用地利用配分計画、特定作業受委託契約書又は都市農地の円滑化に関する法律第4条第1項の規定に基づく事業計画による農地の権利設定を含む。

変更後の農地面積

所有地	a
借入地	a

4 交付対象者の考え方について(該当の有無をチェック欄に○×で記入する)

チェック欄	チェック項目	チェック内容
	【意欲】 次世代を担う農業者となることについて強い意欲を有しており、サポートチーム、普及センター等関係機関及び指導農業士等関係者の助言・指導に従っている	就農状況報告書及び面談等により確認し、就農状況確認チェックリストの1のアにおいて最低評価がないことを確認
	【経営・栽培管理】 営農に必要な技術や経営ノウハウを有し、適切な営農及び経営管理ができており、また、更なる経営発展に向けて積極的に取り組んでいる	就農状況報告書、面談、現地調査等により確認し、就農状況確認チェックリストの1のアのb、イのa～f、2及び3のウにおいて最低評価がないことを確認
	【経営・栽培管理】 自身の経営状況・課題を把握し、改善に取り組んでいる	就農状況報告及び面談により確認し、就農状況確認チェックリストの1のイのg・h及び3のイにおいて最低評価がないことを確認
	【経営・栽培管理】 年間150日かつ1,200時間以上で年間を通じて農業生産に従事している	作業日誌により確認
	【計画達成】 概ね収支計画どおりの経営規模、生産量、売上高等を達成しており、青年等就農計画の目標達成が実現可能と見込まれる(ただし、災害などの計画作成時点で想定できなかった事態が発生した場合は除く)	就農状況報告、決算書及び面談等により計画の8割程度の実績であることを確認
	【環境整備】 労働環境の整備や農作業安全・食品衛生管理に取り組んでいる	面談等により確認し、就農状況確認チェックリストの1のエにおいて最低評価がないことを確認
	【営農継続】 将来にわたって営農継続が期待される	就農状況報告、決算書及び面談等により確認し、就農状況確認チェックリストの全項目において最低評価がないことを確認
判定	交付継続 ・ 交付中止 ※チェック項目が全て○の者を交付継続することとする。	

5 総合所見

区市町村新規就農者育成総合対策事業計画（実績報告）（ 年度（区市町村名））

（番 号）
年 月 日

東京都知事 殿

（区市町村長名）

新規就農者育成総合対策（経営開始資金）費補助金交付要綱（令和4年4月1日4産労農振第155号）第16の1 ₍₁₎ の規定に基づき承認を受けたいので ₍₂₎、別添のとおり区市町村新規就農者育成総合対策事業計画（実績報告）（ 年度（区市町村名））を申請 ₍₃₎ します。

※下線部（1）は、実績報告の場合は「18」とする。
（2）は、実績報告の場合は不要。
（3）は、実績報告の場合は「報告」とする。

区市町村新規就農者育成総合対策

- 事業計画
- 実績報告

事業実施年度 : 令和 年度

都道府県名 :

区市町村名 :

第1 事業計画

1 新規就農者育成総合対策補助金の交付計画(実績)

(1)就農準備備金

	交付対象者数 (人)	(内訳)交付期間別対象者数						交付金額 (円)	(内訳)交付期間別対象者交付額					
		1年未満	1年	1年超～2 年未満	2年	2年超～3 年未満	3年		1年未満	1年	1年超～2 年未満	2年	2年超～3 年未満	3年
新規採択者分														
継続者分														
合 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(2)経営開始資金

	交付対象者数 (人)	(内訳)交付期間別対象者数						交付金額 (円)	(内訳)交付期間別対象者交付額					
		1年未満	1年以上～ 2年未満	2年以上～ 3年未満	3年				1年未満	1年以上～ 2年未満	2年以上～ 3年未満	3年		
新規採択者分														
うち夫婦														
継続者分														
うち夫婦														
合 計	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0		
うち夫婦	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0		

3 新規就農者移住支援

	交付対象数(件)	交付金額(円)
単身		
世帯		
合 計		

3 推進事業に関する計画(実績)

事項	内容	金額(円)
①事業実施に係る事務		
②事業の普及活動		
③交付対象者への指導活動		
合 計		0

4 事業費合計

	金額(円)
経営開始資金	0
新規就農者移住支援	0
推進事業費	0
合 計	0

第2 新規就農者数等に関する目標及び実績

1 新規就農者数に関する目標及び実績(第4の地域サポート計画を作成する市町村は、地域サポート計画において記載。)

(単位:人)

			目標		直近過去実績						備考 (年度の考え方等、補足説明が 必要な事項がある場合は記載)
			令和○年度		令和○年度		令和○年度		令和○年度		
			うち49歳以下	うち49歳以下	うち49歳以下	うち49歳以下	うち49歳以下	うち49歳以下			
新規就農者数(必須)											
内 訳	新規参入者数										
	新規自営農業就農者数										
	新規雇用就農者数										

注1:「新規参入者」とは、土地や資金を独自に調達(相続・贈与等により親の農地を譲り受けた場合を除く。)し、当該年度に新たに農業経営を開始した経営の責任者及び共同経営者をいう。
なお、共同経営者とは、夫婦がそろって就農、あるいは複数の新規就農者が法人を新設して共同経営を行っている場合における、経営の責任者の配偶者又はその他の共同経営者をいう。

注2:「新規自営農業就農者」とは、家族経営体(1世帯(雇用者の有無を問わない)で事業を行う者をいう。なお、農家が法人化した形態である一戸一法人を含む。)の世帯員で、当該年度に生活の主な状態が、「学生」から「自営農業への従事が主」になった者及び「他に雇われて勤務が主」から「自営農業への従事が主」になった者をいう。

注3:「新規雇用就農者」とは、当該年度に新たに法人等に常雇い(年間7か月以上)として雇用されることにより、農業に従事することとなった者(外国人研修生及び外国人技能実習生並びに雇用される直前の就業状態が農業従事者であった場合を除く。)をいう。

2 交付対象者の青年等就農計画等の進捗状況、達成状況(実績報告時)

令和 年度				
経営開始5年目終了者数(人)	うち所得目標達成者数(人)	達成率	うち収入目標達成者数(人)	達成率
		#DIV/0!		#DIV/0!

注1:実績報告時に事業実施年度内の計画達成状況を記入すること

注2:「経営開始5年目終了者数」欄には事業実施年度内に経営開始5年目終了した者の人数を記入すること

注3:「うち所得目標達成者数」欄には「経営開始5年目終了者数」のうち青年等就農計画の所得目標を達成した者の人数を記入すること

注4:「うち収入目標達成者数」欄には「経営開始5年目終了者数」のうち別紙様式第2号別添1の収支計画の収入計の目標値を達成した者の人数を記入すること

第3 事業推進体制

1 就農準備資金の事業実施スケジュール(募集、審査、採択・交付時期)、審査体制

スケジュール			新規採択の審査体制・審査方法	備考
新規採択	募集時期	(回/年)		
	審査時期	(回/年)		
	採択時期	(回/年)		
	交付時期	(回/年)		
継続	交付時期	(回/年)		

注: 募集時期が複数回ある場合は全て記載すること

2 経営開始資金の事業実施スケジュール(募集、審査、採択・交付時期)、審査体制

スケジュール			新規採択の審査体制・審査方法	備考
新規採択	募集時期	(回/年)		
	審査時期	(回/年)		
	採択時期	(回/年)		
	交付時期	(回/年)		
継続	交付時期	(回/年)		

注: 募集時期が複数回ある場合は全て記載すること

3 認定研修機関(予定含む)

研修機関名	研修運営主体分類(注2)	研修機関名	研修運営主体分類(注2)

注1: 就農準備資金で市町村が交付主体となる場合は、交付対象者が研修する要綱別記2第5の1の(1)のイの(ア)の認定研修機関を全て記載すること。教育機関の場合は専攻名等も記載すること

注2: 研修運営主体分類の欄には、プルダウンリストの都道府県、市町村、生産者団体、先進農家等、その他の中から、該当する分類を選択すること。

第4 地域サポート計画(実績)(別紙)

(別紙)

地域サポート計画(新規就農者向け)

(〇年〇月現在の情報)

都道府県名		市町村名		問合せ 窓口	(組織名) ※HP掲載可能な情報を記載 (住所) ※HP掲載可能な情報を記載	(電話) ※HP掲載可能な情報を記載 (メールアドレス) ※HP掲載可能な情報を記載
-------	--	------	--	-----------	---	---

第1 新規就農者に関する目標及び実績(必須)

(単位:人)

			目標		直近過去実績						備考 (年度の考え方等、補足説明が 必要な事項がある場合は記載)
			令和〇年度		令和〇年度		令和〇年度		令和〇年度		
				うち49歳以下		うち49歳以下		うち49歳以下		うち49歳以下	
新規就農者数(必須)											
内 訳	新規参入者数										
	新規自営農業就農者数										
	新規雇用就農者数										

注1: 「新規参入者」とは、土地や資金を独自に調達(相続・贈与等により親の農地を譲り受けた場合を除く。)し、当該年度に新たに農業経営を開始した経営の責任者及び共同経営者をいう。
なお、共同経営者とは、夫婦がそろって就農、あるいは複数の新規就農者が法人を新設して共同経営を行っている場合における、経営の責任者の配偶者又はその他の共同経営者をいう。

注2: 「新規自営農業就農者」とは、家族経営体(1世帯(雇用者の有無を問わない)で事業を行う者をいう。なお、農家が法人化した形態である一戸一法人を含む。)の世帯員で、当該年度に生活の主な状態が、「学生」から「自営農業への従事が主」になった者及び「他に雇われて勤務が主」から「自営農業への従事が主」になった者をいう。

注3: 「新規雇用就農者」とは、当該年度に新たに法人等に常雇(年間7か月以上)として雇用されることにより、農業に従事することとなった者(外国人研修生及び外国人技能実習生並びに雇用される直前の就業状態が農業従事者であった場合を除く。)をいう。

第2 新規就農者への地域サポート内容

1 地域の紹介等(必須)

就農希望者に向けた サポート宣言	※就農希望者に向けてどのようなサポートをするのか、訴求ポイントを記入(50文字程度)
地域と農業の 紹介文	
主な農産物	
地域が求める 新規就農者	

2 地域サポート体制(必須)

支援分野	担当機関・部署名	支援分野	担当機関・部署名
技術・経営指導		販路支援	
農地確保支援		生活に係る支援 (住居、子育て等)	
機械・施設等の確保支援		事務局・全体調整	
資金相談		その他(〇〇)	
農業者による指導		その他(〇〇)	

3 新規就農者への支援内容(取り組んでいる支援を記載)

区分	支援項目		支援内容の紹介
就農意欲喚起		就農・移住相談対応、就農相談会の開催	
		就農体験ツアー・インターンシップの実施	
		ホームページ、パンフレット等での情報提供	
		その他	
就農前の支援		研修の実施(生産技術・農業経営の研修、研修先とのマッチング等)	
		就農計画作成サポート	
		農地、施設・機械のあっせん、営農資金の相談等	
		販路確保、販路開拓に向けた支援	
		生活に関わる支援(住居のあっせん・手当、研修手当、子育て支援等)	
		その他	

就農後の 定着・経 営発展に 向けた支 援		就農後の生産技術・経営力向上のための指導、 研修	
		規模拡大に向けた農地、施設・機械のあっせん、 営農資金の相談等	
		販路確保、販路開拓に向けた支援	
		地元農家や地域住民との交流促進の取組	
		生活に関わる支援（住居のあっせん・手当、子育て支援等）	
		その他	

注：地域で実施している支援について、「支援項目」欄の該当項目に○を付け、取組の詳細や新規就農者にアピールしたい内容を「支援内容の紹介」欄に記入

4 就農までの流れ（必須）

就農相談	就農準備段階	就農

5 経営開始5年目の農業経営の目標・農業経営モデル

(1)経営開始5年目の目標(主たる従事者1人当たり)(必須)

年間所得	万円	年間労働時間	時間
------	----	--------	----

(2)経営開始5年目の目標となる農業経営モデル(必須)

営農類型	品目	経営規模(a、頭数等)		収量	収支		労働力	主たる従事者1人当たり労働時間	備考
施設野菜		a		t/10a	売上	万円	専従	人	h/年
					経費	万円	パート	人	
					所得	万円			
主な施設・機械等			棟			台			台
			式			台			台
			台			台			台

注:必要に応じて適宜行を追加して記入してください。

(3)その他情報(任意、自由記載)

(番 号)
年 月 日

東京都知事 殿

区市町村長

年度新規就農者育成総合対策（経営開始資金）費補助金
交付申請書

年度において、下記のとおり事業を実施したいので、新規就農者育成総合対策（経営開始資金）費補助金交付要綱（令和 4 年 4 月 1 日 4 産労農振第 155 号）第 16 の 4 の規定により、補助金 円の交付を申請します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

新規就農者育成総合対策（経営開始資金）

	交付対象者数（人・件）	備 考
経営開始資金		夫婦型 組
新規就農者移住支援		世帯 件
合計		

注 1：経営開始資金の交付対象者のうち夫婦型での需給の場合は 1.5 人で計算し、備考欄にその組数を記載すること

注 2：新規就農者移住支援の対象件数のうち世帯で対象となる件数を備考欄に記載すること

3 経費の配分

(単位：円)

区分	補助事業に 要する経費 (A) + (B)	負担区分		備考
		都補助金 (A)	区市町村費等 (B)	
経営開始資金				
新規就農者移住支援				
推進事業				

注：備考欄には、区市町村費等の内訳等を記載すること。

4 事業完了予定年月日
年 月 日

5 収支予算

(1) 収入の部

(単位：円)

区分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減		備考
			増	減	
都補助金					
区市町村費等					
計					

(2) 支出の部

(単位：円)

区分	本年度 予算額	前年度 予算額	比較増減		備考
			増	減	
経営開始資金					
新規就農者移住支援					
推進事業					
計					

6 添付資料

(区市町村補助金交付要綱など※変更があった場合のみ)

（番 号）

（申請者名）

年 月 日付けで補助金交付申請のあった新規就農者育成総合対策（経営開始資金）については、申請の内容を審査したところ適当と認められるので、下記により新規就農者育成総合対策（経営開始資金）費補助金を交付する。

年 月 日

東京都知事

記

第 1 補助金交付額 金 円

（補助金交付対象事業の内容等）

第 2 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の内容等は補助金交付申請書のとおりとする。

（申請の撤回）

第 3 交付主体は、この通知による交付決定を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、この交付の決定の通知を受けた日の翌日から 14 日以内に申請を撤回することができる。

（事情変更による決定の取消等）

第 4 知事は、交付の決定をした後において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、既に経過した期間に係る部分については、この限りではない。

(交付決定の取消)

第5 知事は、交付主体が次のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) その他補助金の交付決定の内容、又はこれに付した条件、その他法令若しくは補助金の交付決定に基づく命令に違反したとき。

(補助金の返還)

第6 知事は、第4及び第5の規定により補助金交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に交付主体に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずる。

- 2 知事は、新規就農者育成総合対策（経営開始資金）費補助金交付要綱（令和4年4月1日4産労農振第155号。以下「交付要綱」という。）第10の規定により、交付対象者から交付主体への補助金の返還に該当した場合において、既に交付主体に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

(違約加算金及び延滞金)

第7 知事が、第5の規定によりこの交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助金の返還を命じたときは、交付対象者は、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

- 2 知事が交付主体に対し、補助金の返還を命じた場合において、交付主体がこれを納期日までに納付しなかったときは、交付主体は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

(違約加算金の計算)

第8 補助金が2回以上に分けて交付されている場合における第7第1項の規定の適用については、返還を命じた額に相当する補助金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命じた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとする。

- 2 第7第1項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、交付主体の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまではその納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第 9 第 7 第 2 項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(他の補助金等の一時停止等)

第 10 知事は、交付主体に対し補助金の返還を命じ、交付主体が当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、交付主体に対して、同種の事務又は補助事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺するものとする。

(帳簿等の整理保管)

第 11 交付主体及び交付対象者は、補助事業に係る収入、支出を記載した帳簿その他の関係書類を当該補助事業完了の日の属する会計年度終了後 5 年間保管しなければならない。

(報告等)

第 12 交付主体は、交付要綱第 12 の 5 による就農期間中の確認、10 による交付情報等の登録及び 11 におけるサポート体制の整備を行わなければならない。また、交付対象者は、交付要綱第 11 の 6 による就農状況報告等を行わなければならない。

(番 号)
年 月 日

東京都知事 殿

区市町村長

年度新規就農者育成総合対策（経営開始資金）費補助金
交付決定前着手届

新規就農者育成総合対策（経営開始資金）費補助金交付要綱（令和 4 年 4 月 1 日 4 産労農振第 155 号）第 16 の 6 の規定に基づき、 年 月 日付 第 号で承認を受けた区市町村新規就農者育成総合対策事業計画に基づく別添事業について、下記条件を了承の上、交付決定前に着手することとしたので了知願います。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等のあらゆる事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

別 添

事業内容	事業費		着手予定 年月日	完了予定 年月日	理 由
	事業費	うち都費			
	円	円			

（番 号）
年 月 日

東京都知事 殿

区市町村長

年度新規就農者育成総合対策（経営開始資金）費補助金
変更交付申請書

年 月 日付 第 号をもって交付決定通知のあった
年度新規就農者育成総合対策（経営開始資金）費補助金について、新規就農者
育成総合対策（経営開始資金）費補助金交付要綱（令和 4 年 4 月 1 日 4 産労農
振第 155 号）第 16 の 9 の規定に基づき、下記のとおり計画を変更したいの
で、その承認及び補助金 円の変更交付を申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

（以下、交付要綱別紙様式第 16 号に準じて作成すること。）

（注）変更に係る部分について変更前を括弧書で上段に記載すること。

（番 号）
年 月 日

東京都知事 殿

区市町村長

年度新規就農者育成総合対策（経営開始資金）
中止（廃止）承認申請書

年 月 日付 第 号をもって交付決定通知のあった
年度新規就農者育成総合対策（経営開始資金）費補助金について、新規就農者
育成総合対策（経営開始資金）費補助金交付要綱（令和 4 年 4 月 1 日 4 産労農
振第 155 号）第 16 の 10 の(1)の規定に基づき、下記のとおり事業を中止（廃
止）したいので承認されたく申請します。

記

- 1 中止（廃止）の理由
- 2 補助事業の当初からの経過及び現状

（番 号）
年 月 日

東京都知事 殿

区市町村長

年度新規就農者育成総合対策（経営開始資金）
事故報告書

年 月 日付 第 号をもって交付決定通知のあった
年度新規就農者育成総合対策（経営開始資金）費補助金について、新規就農者
育成総合対策（経営開始資金）費補助金交付要綱（令和 4 年 4 月 1 日 4 産労農
振第 155 号）第 16 の 11 の規定に基づき、下記のとおり事故報告します。

記

1 事故の内容

（以下、交付要綱別紙様式第 16 号に準じて作成すること。）

（注）変更に係る部分について変更前を括弧書で上段に記載すること。

(番 号)
年 月 日

東京都知事 殿

区市町村長

年度新規就農者育成総合対策（経営開始資金）費補助金
遂行状況報告書

新規就農者育成総合対策（経営開始資金）費補助金交付要綱（令和 4 年 4 月 1 日 4 産労農振第 155 号）第 16 の 12 の(1)の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 事業遂行状況（第 四半期末現在）

区分	計画事業費 A (円)	出来高事業費 B (円)	進捗度 B／A (%)	残高事業費 (円)	備考
経営開始 資金					
新規就農者 移住支援					

2 事業開始年月日 年 月 日

3 事業完了予定年月日 年 月 日

(番 号)
年 月 日

東京都知事 殿

区市町村長

年度新規就農者育成総合対策（経営開始資金）費補助金
実績報告書

年 月 日付 第 号をもって交付決定通知のあった
年度新規就農者育成総合対策（経営開始資金）費補助金について、下記のとおり事業を実施したので、新規就農者育成総合対策（経営開始資金）費補助金交付要綱（令和 4 年 4 月 1 日 4 産労農振第 155 号）第 16 の 14 の(1)の規定に基づき、その実績を報告します。

記

1 事業の成果

2 事業の内容

新規就農者育成総合対策（経営開始資金）

	交付対象者数（人・件）	備 考
経営開始資金		夫婦型 組
新規就農者移住支援		世帯 件
計		

注 1：経営開始資金の交付対象者のうち夫婦型での需給の場合は 1.5 人で計算し、備考欄にその組数を記載すること

注 2：新規就農者移住支援の対象件数のうち世帯で対象となる件数を備考欄に記載すること

3 経費の配分 (単位：円)

区分	補助事業に 要する経費 (A) + (B)	負担区分		備考
		都補助金 (A)	区市町村費等 (B)	
経営開始資金				
新規就農者移住支援				
推進事業				

注：備考欄には、区市町村費等の内訳等を記載すること。

4 事業完了年月日
年 月 日

5 収支精算

(1) 収入の部 (単位：円)

区分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減		備考
			増	減	
都補助金					
区市町村費等					
計					

(2) 支出の部 (単位：円)

区分	本年度 予算額	前年度 予算額	比較増減		備考
			増	減	
経営開始資金					
新規就農者移住支援					
推進事業					
計					

6 添付資料

(交付対象者への支出等、実績が確認できるもの)

(番 号)
年 月 日

東京都知事 殿

区市町村長

年度新規就農者育成総合対策（経営開始資金）費補助金
請求書

年 月 日付 第 号をもって額の確定通知のあった
年度新規就農者育成総合対策（経営開始資金）費補助金について、新規就農者
育成総合対策（経営開始資金）費補助金交付要綱（令和 4 年 4 月 1 日 4 産労農
振第 155 号）第 16 の 17 の(1)の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

(単位：円)

	都補助金	備 考
経営開始資金		
新規就農者移住支援		
推進事業		
合 計		

(番 号)
年 月 日

東京都知事 殿

区市町村長

年度新規就農者育成総合対策（経営開始資金）費補助金
概算払請求書

年 月 日付 第 号をもって交付決定通知のあった
年度新規就農者育成総合対策（経営開始資金）費補助金について、農新規就農
者育成総合対策（経営開始資金）費補助金交付要綱（令和 4 年 4 月 1 日 4 産労
農振第 155 号）第 16 の 17 の(1)の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1 概算払による請求理由

2 概算払請求額 (単位：円)

区分	事業 費	都補 助金	既受領額		今回請求額		残額	事業完 了予定 年月日	備考
			金額	出来高	金額	月 日 まで予定 出来高			
経営開 始資金	円	円	円	%	円	%	円		
新規就 農者移 住支援									
推進 事業									
合計									

別紙様式第 26 号（第 16 関係）

(番 号)
年 月 日

東京都知事 殿

区市町村長

年度新規就農者育成総合対策（経営開始資金）費補助金
概算払精算書

年 月 日付 第 号をもって交付決定通知のあった
年度新規就農者育成総合対策（経営開始資金）費補助金について、新規就農者
育成総合対策（経営開始資金）費補助金交付要綱（令和 4 年 4 月 1 日 4 産労農
振第 155 号）第 16 の 17 の (3) の規定に基づき、下記のとおり精算します。

記

概算払高	支払高	戻入高	繰越高	備考
円	円	円	円	

営農実施申請書

年 月 日

区市町村長 殿

氏名

新規就農者育成総合対策（経営開始資金）費補助金交付要綱（令和 4 年 4 月 1 日 4 産労農振第 155 号）第 11 の 9 の規定に基づき、経営発展支援資金経営開始資金^{*1} （経営開始資金）^{*2}を活用し、営農を継続することを申請します。

＊ 1 経営開始資金から経営開始支援資金に移行する場合

＊ 2 経営開始支援資金から経営開始資金に移行する場合

別紙様式第 28 号（第 14 関係）

新規就農者移住支援金交付申請書

年 月 日

市長村長 殿

氏名

新規就農者育成総合対策（経営開始資金）費補助金交付要綱（令和 4 年 4 月 1 日 4 産労農振第 155 号）第 14 の 3 の(1)の規定に基づき、新規就農者移住支援金の交付を申請します。

交付申請額	円
経営開始日	令和 年 月 日
移住日	令和 年 月 日
移住者	単身 ・ 世帯 （いずれかを○で囲む）
研修期間 ^{*1}	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
研修先 ^{*1}	

＊ 1：独立・自営就農に向けた研修を受けるために移住したもののみ記載する。

支援金の振込口座

融 機 関 店 舗 名	銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 農業協同組合 信用農業協同組合連合会 農林中金				店・所		出張所					
	金融機関コード											
	預金・貯金の種類		普通預金・当座預金		口座番号							
	郵便局	記号				(当座) 番号						
	口座名義人		(ふりがな)									
		氏 名										

添付書類

別添 1：移住時期及び移住者が確認できる書類（申請時点の住民票謄本の写し等）

別添 2：青年等就農計画認定書の写し

別添 3：前年の世帯全体（本人及び同居又は生計を一にする配偶者、子及び父母）の所得が確認できる書類

別添 4：個人情報の取り扱い（別紙様式第 2 号）。（経営開始資金の交付を受けている者は不用、）

別添 5：独立・自営就農のための研修を受けるために移住した者は、研修期間、研修先及び研修が終了したことを証する書類の写し

別添 6：その他必要と認められる書面

新規就農者移住支援対象者決定報告書

東京都知事 殿

市長村長

新規就農者育成総合対策（経営開始資金）費補助金交付要綱（令和 4 年 4 月 1 日 4 産労農振第 155 号）第 14 の 3 の (2) の規定に基づき、下記のとおり新規就農者移住支援対象者を決定したので報告します。

1 交付決定件数及び金額

	交付対象数 (件)	交付金額 (円)
単身		
世帯		
計		

2 交付決定対象者氏名

交付対象者氏名	単身・世帯の別 (いずれかを○で囲む)
	単身 ・ 世帯
	単身 ・ 世帯
	単身 ・ 世帯
	単身 ・ 世帯